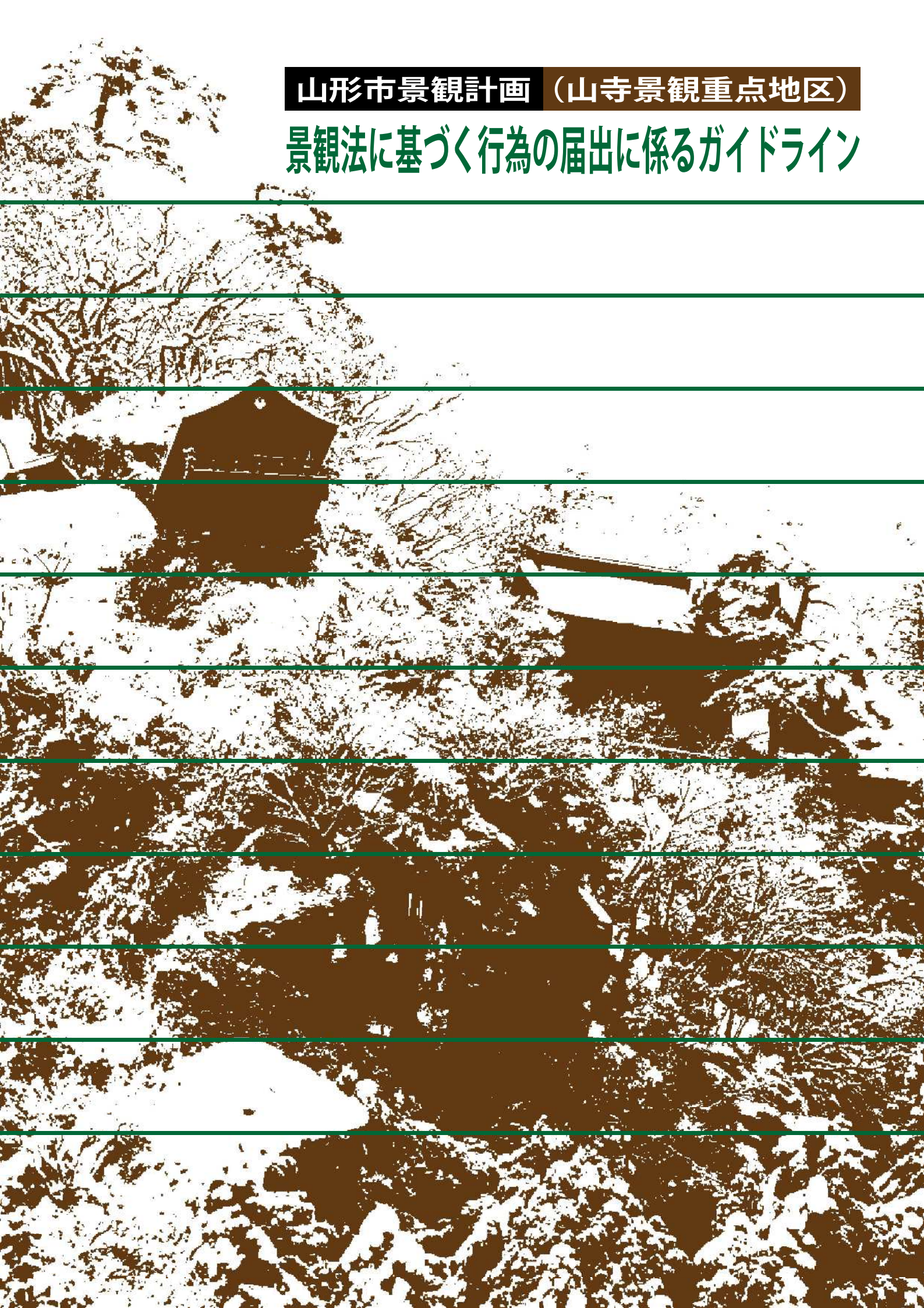


山形市景観計画（山寺景観重点地区）

# 景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン



# 目次

## 第1章 景観法に基づく行為の届出手続き

1-1	はじめに	1
1-2	景観重点地区の区域	1
1-3	届出対象行為・規模	2
1-4	届出の流れ	4
1-5	届出等が景観形成基準に適合しない場合	5
1-6	届出に必要な書類	6

## 第2章 景観デザインの考え方

2-1	建築等を計画されるにあたって	19
2-2	エリアごとの景観デザインの考え方	21

## 第3章 景観形成基準

3-1	対象エリア全域に共通する基準等	27
3-2	標準とするモデルタイプの設定	29
3-3	エリアごとの景観形成基準等	43

## 第4章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

4-1	屋外広告物の規制エリア	55
4-2	屋外広告物の種類	55
4-3	屋外広告物設置基準の一覧	56
4-4	エリアごとの屋外広告物設置基準	57
4-5	看板の種類ごとの基準一覧表	63

## ◆本ガイドラインの見方・使い方

届出が必要な  
区域(エリア分類)  
行為・規模を確認する

- 対象となる区域が景観重点地区の区域内か、どのエリアに該当するかを確認します。
- 対象となる行為・規模に該当するかを確認します。

P. 1 ~ P. 3

届出の方法を確認する

- 届出の流れと必要書類を確認します。

P. 4 ~ P. 18

景観デザインの  
考え方について確認する

- 景観デザインを検討するにあたっての考え方を確認します。
- 基本的な考え方とエリア別※での考え方を掲載していますので、該当箇所をよくご確認ください。景観デザインをご検討ください。

※エリアは P.1 の地図で確認できます

P. 19 ~ P. 26

景観づくりのルール  
を確認する

- 景観重点地区全体での景観形成基準を確認します。

P. 27 ~ P. 28

- エリアごとの景観形成基準やモデルタイプを確認します。

※エリアは P.1 の地図で確認できます

P. 29 ~ P. 54

- 屋外広告物設置基準・対象エリアを確認します。

P. 55 ~ P. 64

景観デザインを  
検討する  
事前相談・届出をする

- 景観づくりの考え方・ルールを踏まえ、個々のデザインを検討します。
- 届出に先立ち、事前相談や事前協議をお願いします。
- 手続きには時間がかかりますので、十分に余裕をもった届出をお願いします。
- ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

# 第1章 景観法に基づく行為の届出手続き

## 1-1 はじめに

山形市では、平成31年4月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。

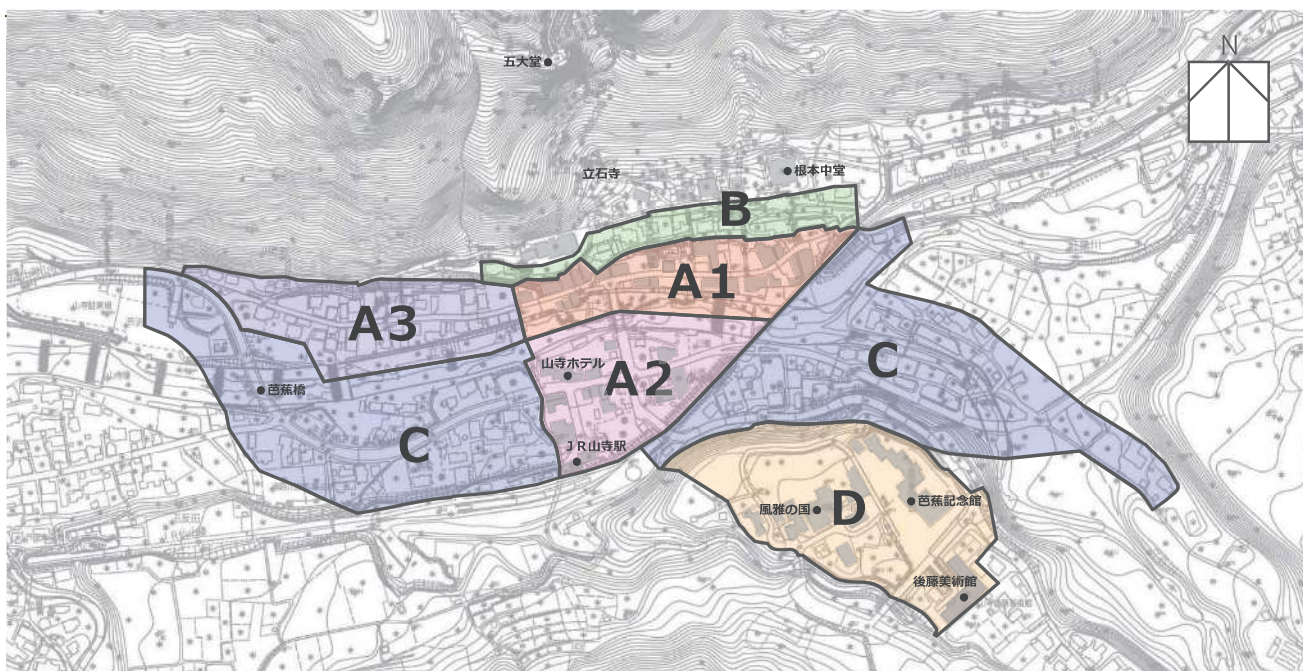
また、当該計画において創設した景観重点地区制度により、市を代表する観光地の一つに数えられる山寺地区（川原町・南院地区）の眺望景を守るとともに、生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境に相応しい風格を加えて、未永く愛されるまちなみをつくることを目的に、令和3年3月に当該地区を景観重点地区に指定し、「山形市景観計画別冊〈山寺景観重点地区編〉」を策定しました。

本書は、景観重点地区の指定に伴って必要となる届出の手順や、エリアごとの景観形成基準に基づいた景観まちづくりを行っていく上での考え方のポイントについて理解を深めていただき、そこに住まう人やそこを訪れる人にとって魅力あふれる景観の形成を推進するものです。

## 1-2 景観重点地区の区域

山形市景観計画別冊〈山寺景観重点地区編〉では、景観重点地区の区域を下図のとおり、立石寺五大堂からの眺望範囲と川原町・南院地区を中心とした立石寺門前の市街地を対象としています。

さらに、地区内の景観の現状や課題等を踏まえ、6つのエリアに分類しており、その分類に応じて景観形成の目標や景観形成基準が異なります。詳しくは43ページ以降の「エリアごとの景観形成基準等」をご覧ください。



### 1-3 届出対象行為・規模

山寺景観重点地区区域において、下記の行為を行う場合で、かつ届出対象規模（次頁参照）に該当する場合は「景観法」及び「山形市景観条例」に基づき、あらかじめ行為の届出が必要になります。

届出対象行為	対象物の定義
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの イ アに附属する門、塀 ウ 観覧のための工作物 エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など オ ア～エの建築設備
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む） エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設 オ 自動車車庫 カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの キ 太陽光発電施設 ク 風力発電施設
③都市計画法に規定する開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	ア 土地の開墾 イ 土石の採取 ウ 鉱物の掘採 エ ア～ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為
⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	ア 屋外における土石の堆積 イ 屋外における廃棄物の堆積 ウ 屋外における再生資源の堆積 エ 屋外におけるその他の物件の堆積 ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など
⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明



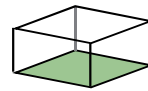
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 建築物・工作物

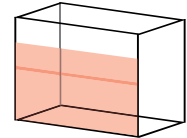
新築・新設：地区内で行われるものすべて  
 増築、改築、移転：  
 床面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるもの  
 外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を  
 超える外観の変更  
 その他、修景を含め、景観形成に強く影響を  
 及ぼす行為

【増築、改築、移転】



10 m<sup>2</sup>超

【外観】



面積の 1/2 超

③ 都市計画法に規定する開発行為

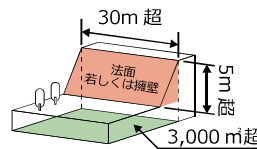
■ 行為によって生じる法面若しくは擁壁

高さ：5 m超  
 延長：30m超

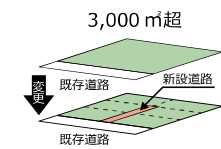
■ 行為の規模

面積：3,000 m<sup>2</sup>超

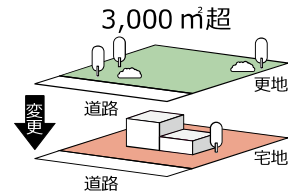
【形の変更】



【区画の変更】



【質の変更】



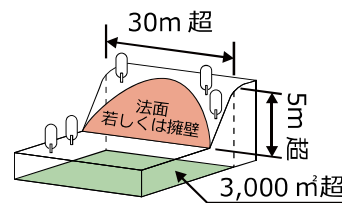
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

■ 行為によって生じる法面若しくは擁壁

高さ：5 m超  
 延長：30m超

■ 行為の規模

面積：3,000 m<sup>2</sup>超

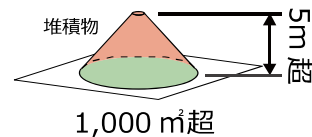


⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

■ 行為によって生じる堆積

高さ：5 m超  
 面積：1,000 m<sup>2</sup>超

※堆積の期間が 30 日を超えるものに限る



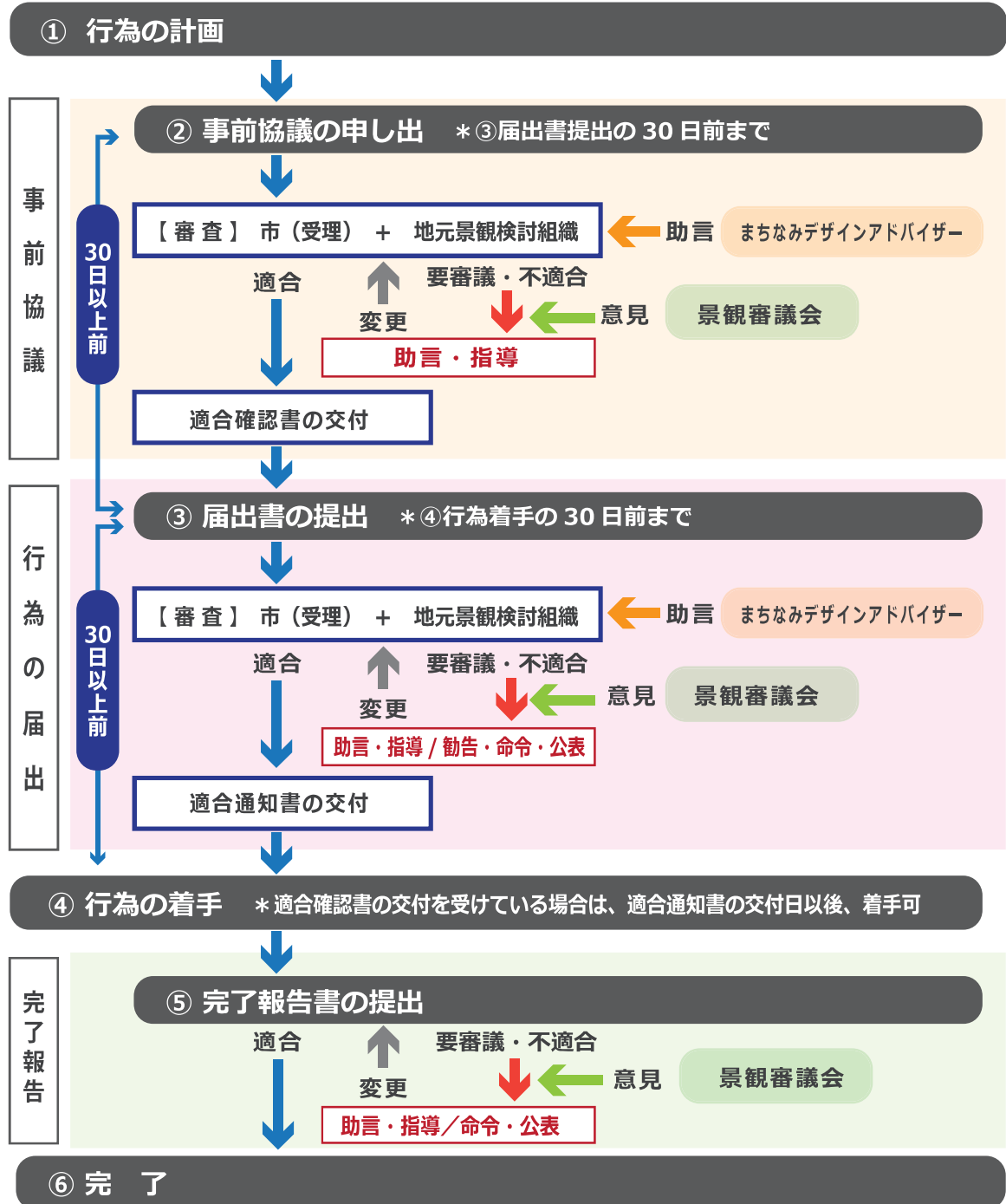
⑥ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、  
 照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更  
 ※催し等のための一時的なもの、試験・研究のための  
 ものを除く



## 1-4 届出の流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、事前協議、行為の届出を経て、行為の着手が可能となります。

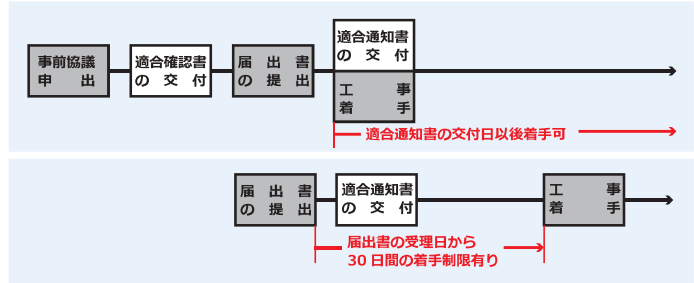


※この届出とは別に建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請などの手続きも必要です。

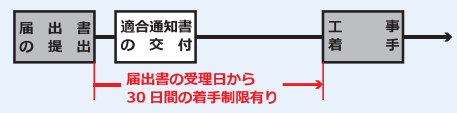
【注意事項】

- 届出書類が揃っていないと、届出を受理することができません。
- 行為の着手制限の考え方

●事前協議有りの場合



●事前協議無しの場合



例えば、

- 7月15日届出書受理の場合、8月15日以降、工事着手可能
- 9月15日届出書受理の場合、10月16日以降、工事着手可能

※ただし、届出の内容について、実地の調査を必要とするときなど、着手制限期間の延長が通知された場合は、最大90日間行為に着手することができない場合があります。

- 根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為の着手の制限には該当しません。

1-5 届出等が景観形成基準に適合しない場合

- 事前協議や行為の届出等の内容が、景観形成基準に適合しないときは、次のような措置を行う場合があります。

(1) 助言・指導

事前協議又は届出に係る行為が景観形成基準に適合しないときは、助言や指導を行う場合があります。

(2) 命令・勧告

届出内容が景観形成基準に適合しないときは、設計変更等の勧告を行う場合があります。

また、特定届出対象行為（変更命令の対象となる行為※）が形態・意匠の基準に適合しないときは、設計変更等の命令を行う場合があります。

※建築物の建築等及び工作物の建設等

(3) 公表

勧告や命令を受けたものの、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、あらかじめ当事者に意見を述べる機会を設けた上で、次に掲げる事項を公表する場合があります。

- ・届出者の氏名及び住所
- ・対象となった行為及び位置
- ・勧告又は命令に従わなかった事実



#### （４）罰則

届出を行わない、又は変更命令に従わないとき等は、次のとおり、景観法に基づく罰則が適用される場合があります。

景観法に基づく罰則（一例）

対象行為	罰則
変更命令違反	50万円以下の罰金
無届・虚偽の届出 行為の着手制限違反	30万円以下の罰金

## 1-6 届出に必要な書類

### （１）届出に必要な書類

事前協議、行為の届出、完了報告に必要な書類は下記のとおりとします。

なお、行為の届出の際には、事前協議で提出した図書と同一の図書を省略することができます。

#### 1) 事前協議

- ① 景観計画区域内行為（変更）事前協議申出書
- ② 行為の区分に応じた図書（次頁参照）

#### 2) 行為の届出

- ① 景観計画区域内行為（変更）届出書
- ② 行為の区分に応じた図書（事前協議時に提出した図書は省略可）

#### 3) 完了報告

- ① 景観計画区域内行為完了等報告書
- ② 4方向以上から撮影した完了後の状況を示す写真  
（色彩を識別することのできるものに限る。）
- ③ ②の写真の撮影位置・方向を図示した図面
- ④ その他市長が必要と認める図書

### 様式の入手・相談・届出の窓口

#### ■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212（内線512） FAX：023-624-8903

E-mail：machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

#### ■公式ホームページ

URL：https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp

(2) 行為の区分に応じた図書類

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
①建築物の 建築等 ②工作物の 建設等	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	配置図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 届出の対象となる建築物又は工作物の位置 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 土地の高低 (6) 外構施設の位置及び材料 (7) 敷地内その他の建築物、工作物及び広告物の位置 (8) 寸法 (9) 眺望することができる主対象の名称並びにその眺望方向及び視点	
	立面図 (縮尺 1/50 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 外壁及び屋根の材料の種類、仕上げ方法及び色彩 (3) 開口部、屋外附帯設備、軒等の位置、形状及び色彩 (4) 広告物の位置、形状及び色彩 (5) 寸法	(1) 4面以上 (2) 色彩はマンセル値で表示のうえ、着色すること。
	平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び用途 (3) 寸法	
	屋根伏図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 屋上附帯設備の位置 (3) 寸法	
	緑化計画図 (縮尺 1/100 以上) (配置図と兼用可)	(1) 縮尺及び方位 (2) 保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (3) 寸法	
	完成予想図	(1) 方位 (2) 色彩 (3) 周辺の状況	マンセル値の表示は不要
	景観シミュレーション図 (完成予想図と兼用可)	(1) 届出の対象となる建築物又は工作物 (2) 周辺の建築物及び工作物 (3) 景観の背景となる山及び樹木等	(1) 景観の変化を表示 (2) 景観上の影響がわずかであると認める場合は省略可
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
その他必要と認める図書			

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
③開発行為	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 土地の高低 (4) 樹林及び樹木の位置 (5) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (6) 周辺の土地の利用状況	
	土地利用計画図 (縮尺 1/1,000 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 敷地内公共施設の位置及び形状 (5) 敷地内建築物、工作物及び広告物の位置及び用途 (6) 伐採する樹木等の位置、樹種及び樹高 (7) 植栽する樹木等の位置、樹種及び樹高 (8) 寸法	
	造成計画平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 切土又は盛土を行う土地の部分 (4) 行為後の法面、擁壁その他構造物等の位置 (5) 道路の位置及び幅員 (6) 寸法 (7) 計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	造成計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為の前後における土地の形状の差異 (4) 寸法	縦断図及び横断図
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
④土地の形質の変更等	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 土地の高低 (4) 樹林及び樹木の位置 (5) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (6) 周辺の土地の利用状況	
	計画平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 切土又は盛土を行う土地の部分 (4) 法面、擁壁その他構造物等の位置 (5) 廃土石の堆積の方法、面積及び高さ (6) 遮蔽物の位置、種類及び構造 (7) 道路の位置及び幅員 (8) 寸法 (9) 計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為前後における土地の形状の差異 (4) 寸法	縦断図及び横断図
	緑化計画図 (縮尺 1/1,000 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (3) 寸法	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
		その他必要と認める図書	

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
㊦ 物件の堆積	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	計画平面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 行為地 (4) 物件の堆積の方法、面積及び高さ (5) 遮蔽物の位置、種類及び構造 (6) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (7) 寸法 (8) 眺望することができる主対象の名称並びにその眺望方向及び視点	
	計画断面図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 堆積された物件の形状 (3) 遮蔽物の種類、形状及び色彩 (4) 寸法	縦断面図及び横断面図
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
⑥照明	付近見取図 (縮尺 1/2,500 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 行為地 (3) 道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等 (4) 現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	配置図 (縮尺 1/100 以上)	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は 工作物 (4) 屋外照明設備の位置 (5) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (6) 土地の高低 (7) 寸法	
	屋外照明設備の姿図	(1) 縮尺及び方位 (2) 屋外照明設備の形状、色彩その他の意匠、材質及び 照明器具	
	景観シミュレーション図	(1) 届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は 工作物 (2) 屋外照明設備の位置 (3) 屋外照明設備の照射範囲 (4) 周辺の建築物及び工作物 (5) 景観の背景となる山、木等	(1) 景観の変化を表示 (2) 景観上の影響がわ ずかであると認め る場合は省略可
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

事前協議申出書 記入例

様式第9号（第9条、第11条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

景観計画区域内行為 ~~（変更）~~ 事前協議申出書

（宛先）山形市長

申出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形市景観条例第15条第2項 ~~（第8項）~~の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為 ~~（変更）~~の事前協議を申し出ます。

なお、景観重点地区内における本行為（変更）の事前協議に当たっては、当該景観重点地区の関係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本申出に係る図書一式（平面図を除く。）の写しを当該関係者に提供することに同意します。

行為の場所	山形市大字山寺〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇		
区域の別	景観類型	自然ゾーン	<input type="checkbox"/> 山岳自然景観 <input type="checkbox"/> 山麓自然景観 <input type="checkbox"/> 谷地自然景観
		田園ゾーン	<input type="checkbox"/> 果樹・田園景観 <input type="checkbox"/> 田園内産業景観
		市街地ゾーン	<input type="checkbox"/> 中心市街地景観 <input type="checkbox"/> 伝統市街地景観 <input type="checkbox"/> 沿道商業景観 <input type="checkbox"/> 市街地住宅景観
景観重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 山寺景観重点地区 <input type="checkbox"/> 蔵王温泉景観重点地区		
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇設計事務所（担当：〇〇）	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
旅行者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	用途 飲食店
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	種類
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		
行為の期間	着手予定日： 〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定日： 〇〇年〇〇月〇〇日	
変更理由 ※変更の場合のみ	工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除きます）に着手する日を記入してください		

一敷地内に建築行為や開発行為など複数の行為がある場合は、行為ごとに作成してください

行為の内容	☑建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	800.00 m <sup>2</sup>	1,000.00 m <sup>2</sup>	1,800.00 m <sup>2</sup>	
		建築面積	200.00 m <sup>2</sup>	500.00 m <sup>2</sup>	700.00 m <sup>2</sup>	
		延べ床面積	300.00 m <sup>2</sup>	700.00 m <sup>2</sup>	1,000.00 m <sup>2</sup>	
		最高の高さ	7.00m	7.00m	7.00m	
		外観変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		構造	木造 2階建て			
		仕上げ材料	屋根 瓦葺き	外壁 漆喰、杉板張り		
		色彩	屋根 N9	外壁 N8.7、N2.5		
	☐工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ	m	m	m	
		外観変更面積				
		構造				
		仕上げ材料				
		色彩				
		☐開発行為	行為の目的			
			☐土地の形質の変更等	敷地面積	法面等の延長	m
		法面等の最高の高さ	m	法面の処理方法		
	☐物件の堆積		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		堆積する面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		堆積する高さ	m	m	m	
堆積物の種類						
☐照明	設置する建築物等					
	照明の種類					
	設置期間	年 月 日から	年 月 日まで			
景観形成のために特に配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>・○○○○○○○○○○○○○○</li> </ul>					
備考						

小数点第2位まで(端数切捨て)記入してください

届出対象物件の最低の地盤面からの高さ(屋上工作物含む(避雷針除く))を記入してください

マンセル値(色相・明度・彩度)で記入してください

- 備考
- 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
  - 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値(マンセル値)を記入してください。
  - 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
  - 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
  - 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。



行為届出書 記入例

様式第11号（第12条、第13条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

景観計画区域内行為 ~~変更~~ 届出書

（宛先）山形市長

行為者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 押印不要

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第16条第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為 ~~変更~~ について届け出ます。

なお、景観重点地区内における本行為 ~~変更~~ の協議に当たっては、当該景観重点地区の関係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本届出に係る図書一式（平面図を除く。）の写しを当該関係者に提供することに同意します。

行為の場所	山形市大字山寺〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇			
区域の別	景観類型	自然ゾーン	<input type="checkbox"/> 山岳自然景観 <input type="checkbox"/> 山麓自然景観 <input type="checkbox"/> 谷地自然景観	
		田園ゾーン	<input type="checkbox"/> 果樹・田園景観 <input type="checkbox"/> 田園内産業景観	
		市街地ゾーン	<input type="checkbox"/> 中心市街地景観 <input type="checkbox"/> 伝統市街地景観 <input type="checkbox"/> 沿道商業景観 <input type="checkbox"/> 市街地住宅景観	
景観重点地区	<input checked="" type="checkbox"/> 山寺景観重点地区 <input type="checkbox"/> 蔵王温泉景観重点地区			
設計者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	土地家屋調査士 〇〇〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施行者	住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	用途	
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）	種類	
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為			
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積		<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明			
行為の期間	着手予定日：	〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定日：	〇〇年〇〇月〇〇日
事前協議適合確認書	〇〇第〇〇〇号（ 〇〇年 〇〇月 〇〇日交付）			
事前協議からの変更	<input type="checkbox"/> 変更あり	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	変更点	
変更理由 ※変更の場合のみ	工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事を除きます）に着手する日を記入してください			

一敷地内に建築行為や開発行為など複数の行為がある場合は、行為ごとに作成してください

行為の内容	□建築物の建築等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	m
		外観変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		構造	造 階建て		
		仕上げ材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根	外壁	
	□工作物の建設等		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高の高さ	m	m	m
		外観変更面積			
		構造			
		仕上げ材料			
	☑開発行為	行為の目的	建売分譲		
		□土地の形質の変更等	敷地面積	3,500.00 m <sup>2</sup>	法面等の延長
		法面等の最高の高さ	1.50m	法面の処理方法	擁壁
	□物件の堆積		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	法面等の最低の地盤面から最高部までの高さを記入してください	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		堆積する面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		堆積する高さ		m	m
		堆積物の種類			
	□照明	堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		設置する建築物等			
		照明の種類			
	設置期間	年 月 日から 年 月 日まで			
景観形成のために特に配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>・○○○○○○○○○○○○○○</li> </ul>				
備考					

小数点第2位まで(端数切捨て)記入してください

- 備考 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
- 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値(マンセル値)を記入してください。
- 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
- 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
- 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

景観チェックシート 記入例

景観チェックシート（参考：A1エリア・建築物の建築等）

全エリア共通の景観形成目標及び景観形成基準

景観形成目標	五大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく	
要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
	この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。	特に配慮したこと（具体的に） <i>建築物の形状を周辺の建築物に合わせ、切妻屋根に真壁造りで和風を意図した。</i>
	建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>屋根は4寸5分勾配の切妻屋根とし、光沢の無い黒色(N3.5)のガルバリウム鋼板屋根とした。</i>
	陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。	特に配慮したこと（具体的に）
	建築物の屋根に太陽光発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>設置無し。</i>

全エリア共通の景観形成目標及び景観形成基準

景観形成目標	<p>門前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す</p> <p>特に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋根等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和の向上などを図り、景観の向上に努める</p> <p>敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す</p>	
要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	<p>I 現代和風建築A1エリアタイプ(屋根・庇などは4寸5分勾配)</p> <p>III 伝統和風建築タイプ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現代和風建築A1エリアタイプ</p> <p>【外壁】基調色（マンセル値）：<i>N9</i></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外</p> <p>その他の色（マンセル値）：<i>5YR3/1</i></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統和風建築タイプ</p> <p>【外壁】基調色（マンセル値）：</p> <p><input type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外</p> <p>その他の色（マンセル値）：</p> <p><input type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 屋根・庇などは4寸5分勾配とした。</p> <p>特に配慮したこと（具体的に）</p>

要素	景観形成基準	チェック内容または景観形成のために配慮したこと
屋根の色彩	黒色～暗灰色	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根の色彩は黒～暗灰色とした。 基調色（マンセル値）： <i>N3.5</i> ( <input checked="" type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外) その他の色（マンセル値）： <input type="checkbox"/> 基準内 <input type="checkbox"/> 基準外  特に配慮したこと（具体的に）
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。  その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること  立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。	特に配慮したこと（具体的に） <i>下屋庇を隣接する建築物と高さに合わせて設置した。</i>
修景整備	建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。  庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。  駐車場のサイン類の整序化に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面広告は設置していない、または、撤去した。 <input checked="" type="checkbox"/> 庇や下屋、雁木などを設置し、賑わいの創出に努めた。 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場のサイン類の整序化に努めた。  特に配慮したこと（具体的に） <i>広告物は袖看板、暖簾、太鼓幕、立て看板（駐車場）のみとし、形態意匠・色彩などの調和に努めた。</i> <i>下屋の半屋外空間にベンチを設置し、賑わいの創出に努めた。</i>
駐車場の転用など広場状空間の形成	覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。  広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 覆屋や屋外テラスを設置し、賑わいの創出に努めた。 <input type="checkbox"/> 広場の舗装またはデッキなどを設置し、広場状空間の形成に努めた。  特に配慮したこと（具体的に） <i>駐車場の一部に四阿とテーブル、ベンチを設置し、休憩及び飲食のスペースを設け、賑わいの創出に努めた。</i>
その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項	軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。  3階以上の部分を目立たせないよう努めること。  屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。  自動販売機の色は焦茶色を基本とすること。  建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 軒下や覆屋などの下部は垂木現しとするなど、木の部材を見せるようにした。 <input type="checkbox"/> 3階以上の部分を目立たせないように工夫した。 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外設備は目立たせないよう囲いなどで修景した。 <input type="checkbox"/> 自動販売機の色は焦茶色にした。 <input checked="" type="checkbox"/> 背景の自然に配慮し、建物と建物との間の空間の見せ方を工夫した。  特に配慮したこと（具体的に） <i>軒下は垂木現しとし、暖簾に合わせた色彩で建物全体としての調和を図った。</i> <i>建築物と倉庫の間の空間は、空調室外機を建築物の暖簾に合わせた色彩の題材で囲い、背景の自然を阻害しないよう配慮した。</i>

行為完了報告書 記入例

様式第20号（第21条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為完了等報告書

（宛先）山形市長

行為者 住 所 ○○市○○町○○丁目○番○号  
氏 名 株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ ← 押印不要  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

山形市景観条例第22条の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為の完了 ~~（申請）~~ について報告します。

なお、届出した内容と変更はありません。

景観計画区域内行為 <del>（申請）</del> 適合通知書の番号	○○第○○号（ ○○年○○月○○日交付）
行為の 場 所	地名・地番 山形市大字山寺○○-○、○○-○、○○-○
	区域の別 山寺景観重点地区
行為の種類	建築物の増築
行為の完了 <del>（申請）</del> 年月日	○○年○○月○○日

# 第2章 景観デザインの考え方

## 2-1 建築等を計画されるにあたって

建築等の行為を計画される際は、機能性と同時に景観について検討することが重要です。その方法は様々考えられますが、次の5点からの検討をお奨めします。機能的にも景観的にも十分練られたデザインとすることによって、それぞれの建築物等を魅力あふれるものにするるとともに、みんなでまち全体の魅力も高めていきましょう。

### STEP 1 見え方、体験のされ方を考える

景観を考えるには、どのような場所からどのように見えるのか、どのような人がどのような行動をしている時にどのように体験されるのか、そしてそうした時にどのような印象を持たれるのかを考えることが重要です。

まちを行く人々の視点もあれば、高台から眺められた時の見え方もあります。商業店舗であれば、通りに沿ったまちなみとして見られる場合もあれば、お客さんが体験する店舗内外の見え方も景観として意識されます。また人々は景観に意味を読み取ります。景観に配慮することは、商業活性化にもつながります。

それぞれが場所の特徴を生かして魅力的な建築等をつくると同時に、それが通りやまちの景観（まちなみ景観）をつくっていることも考えましょう。それぞれのちょっとした配慮と工夫で、まちなみ景観は豊かになります。

### STEP 2 調和したまちなみ景観を生み出す技法を考える

調和したまちなみ景観をつくるためには、「山寺らしさ」すなわち景観的な将来目標像を明らかにし、建築等の事業ごとに、それに沿いながら、近隣との連携を図り連続感を生み出していくことが重要です。

当計画では、地区全体に共通して、屋根の彩度・明度を落とすこと、和風のつくり方をすること、壁面の彩度を落とし木造を原型とした意匠とすること、効果的に自然素材（特に木材）を使うこと等によって山寺らしい風格ある景観をつくろうとしています。

詳しくは、エリア毎のガイドラインがより具体的なものとしています。

一方、個々の事業に際しては、屋根の形・勾配・色彩を近隣と揃えて屋並を美しくする、通りに沿ったスカイラインや軒線に連続観やリズムを生み出す、壁面線を揃えて連続観を出す、など基本的なまちなみ景観の技法を考えましょう。

### STEP 3 エリア毎の考え方を理解し、総合的にデザインする

エリアによって、地形も道路形態も集まる建物の機能も様々なので、エリア毎に景観形成基準（後述）を定めています。それはエリア毎の将来目標像を表しています。

まず、エリア毎に建築モデルタイプを示しています。これはどのような建物をプロト

タイプ（原型）として考えると良いか、考える上での出発点を示しています。

ただし、プロトタイプですから、応用は様々に考えられます。それぞれの機能やボリューム（床面積）に応じて変形できますし、敷地の条件に合わせて変形する必要があります。

そこでまちなみ景観技法を使って下さい。また、遵守基準は、設計の過程で考えていただきたいことです。それぞれの基準に照らしてチェックしてみてください。

原型とする建築モデルタイプの明確化と、敷地に応じたその変形や工作物や外構のデザインの2つをセットにしてまちなみ景観の向上を図ろうというのが本計画の特徴です。

## STEP 4 事前協議のしくみを活用する

当該地区で何か新しい建築等をしようとする場合、山形市の景観担当をお訪ね下さい。行為に着手する60日前までに手続きが必要な事前協議の制度もありますが、それ以前の、まだ構想が漠然としている段階でも結構です。

その際、当計画や景観形成基準のしくみ、中身、あるいは手続き等についてご説明します。さらに、事前協議申出書をご提出いただく前であっても、それぞれの敷地や想定する建築物の規模・機能の概要等をお教えたいただければ、それに関わる景観形成基準や用意すべき資料などについてご説明できます。

景観に関して助言を必要とする場合には、各分野に精通した専門家をまちなみデザインアドバイザーとして派遣することもできますし、事前協議の形で景観審議会の意見を求めることもできます。景観に関するデザイン等でお困りの際はご相談ください。

## STEP 5 建築家・設計者など専門家とタッグを組む

建築家、大工さん、工務店、ハウスメーカーなどの設計者は、一方で顧客のニーズを聞きながら、一方で山寺地区の景観形成基準やこの景観ガイドラインなどを理解し、敷地や予算にあった具体的な提案をしなければなりません。その提案の中で、景観形成についても具体的に配慮し、将来の魅力的で風格ある山寺地区の景観実現に貢献することが求められています。

また設計者は、依頼主の意向を聞きながら、景観形成基準への対応や具体的な工夫点についてわかりやすく依頼主に説明する必要があります。あるいは近隣の方々や、市の担当窓口、景観審議会などに説明する必要が生じることもあります。

具体的で適切な提案能力があり、説明ができ、建築物等としてまとめる力のある良い建築家・設計者等とタッグを組むことも重要です。

上記のステップは、事前協議申出書をご提出いただく前段階でお考えいただきたいポイントです。届出の一連の手続きには、期限がありますので早目のご準備をお願いします。

## 2-2 エリアごとの景観デザインの考え方

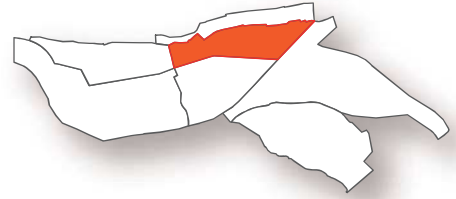
### (1) 全エリア共通

- ▶ 山寺地区の主要な眺望点であり、重要な観光資源である「立石寺五大堂」からの眺望景観の保全を図ります。また、「芭蕉記念館」、「JR山寺駅見晴台」の眺望景観についても配慮し、観光地山寺の魅力向上を図ります。
- ▶ 眺望範囲に含まれる建築物は、山寺の市街地・集落として、眺望対象の一つであることを意識し、光沢の無い黒色または暗灰色の勾配屋根により統一感、自然との一体感を生み出すことを目標としています。
- ▶ 太陽光発電設備などもこの風景におさまるものとしなければなりません。屋根に沿わせた設置や、反射の抑制、独立設置型の場合は緑化による眺望景などへの影響の緩和が望めます。
- ▶ 大規模な開発行為は、雄大な自然に囲まれた地域の眺望景を損なう恐れがありますので、地域的な合意が必要です。市との協議など、慎重な計画が求められます。



立石寺五大堂からの眺望景観

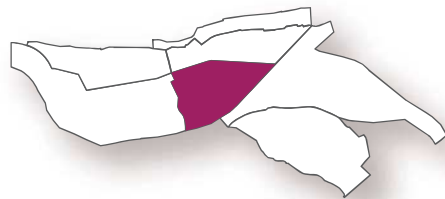




## (2) A1エリア

- ▶このエリアは、飲食店、土産物店を中心に高密度に商業店舗が立地していますが、これまで建物の建て方に景観的なルールがなく、また屋外広告物も多く、乱雑な景観となっていました。しかし、それぞれが和風とする工夫をしてきていることから、和風のあり方を絞ることによって方向性を定め、協調することによって地域の景観の向上を図ります。
- ▶このエリアでいう和風とは、「現代和風建築 A1 エリアタイプ」と「伝統和風建築タイプ」と呼ぶ2つのモデルタイプを想定しています。特に前者は、4寸5分の勾配を持った黒色の屋根や庇を持った建物で、黒い柱・腰壁と白い塗り壁を持つ真壁造りの建物をイメージさせるものです。色彩を揃え、勾配を統一することによってまちなみに連続感を生み出すことをねらいとしています。
- ▶しかし、現代和風建築の場合、当該モデルタイプに類するものとして素材や工法には自由度を持たせています。その代わりに、来訪者の印象に残る効果的な場所、例えば軒下などには、自然素材を上手に使うことを求めています。自然素材の上手な使い方としては、例えば、黒色の柱や腰壁に木材を使用する場合には、木目が見える程度の黒塗りの塗装とすることを勧めています。
- ▶和風のまちなみの連続感をつくり出すためには、庇や下屋、雁木、覆屋、木製デッキなどを設け、建物まわりに半屋外空間を形成するような修景も一つの方法と考えられます。それは通行者が足を止め、立ち寄りやすくする効果も期待され、商業の活性化にも貢献するものと考えられます。
- ▶修景に際しては、壁面看板や壁面サインなど屋外広告物を撤去して、歩行者の眼にとまりやすい場所に、適切にデザインされた袖看板や吊り下げ看板を設置することによっても和風の雰囲気づくりに寄与します。
- ▶このエリアは駐車場が多いのも特徴ですが、駐車場スペースを活用し、和風の工作物を伴った広場や屋外テラスなどを設けることにより、和風のまちなみの連続感を高めることができ、来訪者の滞留時間を延ばし商業活性化にも寄与することと考えられます。街路の整備と合わせて、歩行者を主体とするまちを形成することによって、観光地としても一段のグレードアップが期待されます。

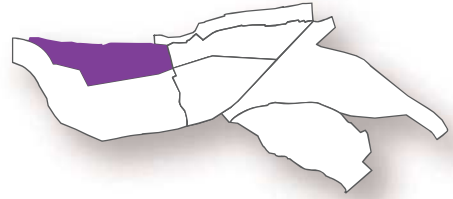




### (3) A2 エリア

- ▶ 駅から山寺ホテルまで、山寺ホテルからの県道沿い、その角を折れて宝珠橋に至る通りと、3本の幅員のある直線状の道路を骨格としたエリアです。県道はまだ整備途上なので沿道の土地利用も流動的ですが、駅から山寺までの参詣者のアプローチとなっていますので、2車線道路沿道の、歩行者の視点からも心地よいまちなみ景観をつくる必要があります。また、山寺ホテルやJR山寺駅舎など、ランドマークとなる建築もありますので、これらを生かした景観とすることも重要です。
- ▶ そこで、3本の通りごとに景観的な連続性を生み出すことが重要です。つまり、建築行為などに際しては、それぞれの街路景観を写真に撮って、流動的な部分は別にして、周囲と調和していること、連続性を高めていることなどを考える必要があります。
- ▶ 例えば駅から山寺ホテルに至る道筋では、既に矩勾配の建物がありますので、それと同じ向きに同様の矩勾配の建物を並べることによって、屋並、スカイラインにリズムが生まれることでしょう。通り方向には、庇や下屋、雁木等を連続させることによって連続感が生まれることとされます。
- ▶ 山寺ホテルから東側の交差点までの通りは、壁面や屋根の高さが揃っていることに特徴があります。このような特徴を維持することも重要と考えます。
- ▶ 山寺ホテル東側の交差点から宝珠橋までの通りは、庇や軒の高さ、屋根勾配がまちまちであることは連続感を損ねています。一方、屋外に活動がしみ出し、建築内外の空間の繋がりが良い点は特徴となっています。今後、屋根や庇の勾配を揃えたり、庇や軒の出や高さを揃えたりすることによって、まちなみ景観の連続性を高めることが期待されます。また、屋外空間に共通の要素を持たせることによって連続性は高められます。
- ▶ このような通りごとのローカルな景観デザインルールは、建築行為等が起きた時に、近隣ともコミュニケーションをとって明確にし、共有のものとすることが望ましいと考えられます。
- ▶ 建築のモデルタイプは、「現代和風建築 A2 エリアタイプ」と「伝統和風建築タイプ」です。前者は自由度の高いタイプですが、このような通りごとのローカルな景観デザインルールによって絞られていくものと考えられます。

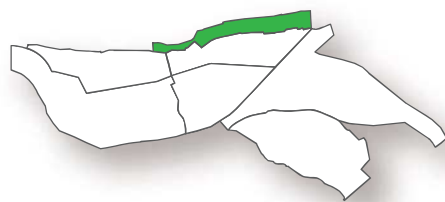




## (4) A3 エリア

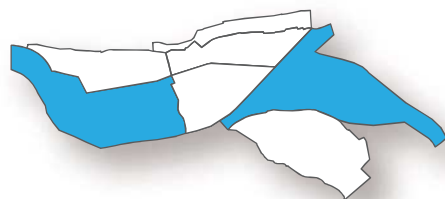
- ▶旧道に沿った住宅主体の市街地で、若干の飲食店や駐車場が混ざるものの、住宅地として落ち着いたエリアとなっています。今後、地区にいくらかの機能変化が起きたとしても、この雰囲気を持続することが景観形成には求められます。
- ▶建築のモデルタイプは、住宅であれば「住宅建築タイプ」か「伝統和風建築タイプ」、商業用途であれば「現代和風建築 A2 エリアタイプ」か「伝統和風建築タイプ」です。両者とも現在みられる変化に即しています。ただ、いずれの場合も、歩行者を主体に考えるべき細い街路に沿っていますので、街路景観を心地よいものに保つことが重要です。
- ▶ただ、敷地条件は場所によって異なりますので、ある部分では壁面線を揃えたり、ある部分では斜線制限のようにセットバックして通りの圧迫感を軽減したりすることが有効と考えられます。また、駐車場が直接通りに面している場合が多く、この場合、駐車場の舗装や境界線のデザイン、境界部分での何らかの緑化など、景観的になじませる工夫が考えられます。道路の微妙な湾曲も、それに沿って境界線を描くなど、大切にすべきでしょう。
- ▶まとまった駐車場（有料）を取る場合には、特に境界部分での緑化に努め、屋外広告物の設置基準を遵守しましょう。ただし、植栽は車の視界を遮らない程度の高さに抑え、安全に配慮する必要もあります。





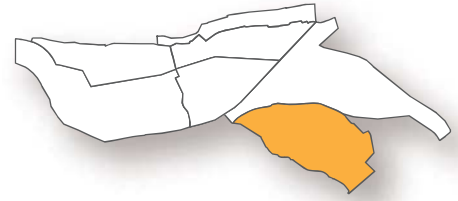
## (5) Bエリア

- ▶ 市中の山居の風情があり、この景観を大切に守っていく必要があるエリアです。それは路地や階段、石垣、庭木や周囲の木々などによって醸し出されています。こうした歴史を経た工作物や緑を保全しましょう。
- ▶ 建築物はこの風情を引き立てるべく、勾配屋根を持ち、自然素材を効果的に使うことが望まれます。
- ▶ 立石寺の下の山腹に位置し、眺望に恵まれる反面、J R山寺駅の見晴台から立石寺を眺めたときに目に入るエリアですので、現状の維持が基本となりますが、建替などに際しては、建築物を目立たせないようその高さ、棟高を抑える（屋根勾配を工夫するなど）とともに、黒っぽい勾配屋根とし、壁面の明度・彩度を落としましょう。



## (6) Cエリア

- ▶ 県道に沿った、現在は住宅主体のエリアです。しかし、今後は駐車場や商業店舗などの立地も考えられるエリアです。車でのアクセスを前提とした郊外型の敷地利用が中心と考えられますので、山寺の郊外型市街地として、緑に包まれ、落ち着いた景観となるよう努めることが望まれます。
- ▶ 五大堂からは眼下に見える位置にあり、屋根は、黒っぽい色（黒色、暗灰色、暗褐色、暗青色、暗緑色など）の切妻、寄棟、あるいは、下屋庇の付いた片流れの屋根としましょう。
- ▶ このエリアでの建築のモデルタイプは、住宅であれば「住宅建築タイプ」です。全体に落ち着いた景観とするため、壁面は板壁のイメージとなる彩度・明度を落としたもの（暗色系）、もしくは塗り壁のイメージとなる明度が高く、彩度の低いもの（ベージュ系）のどちらかがふさわしいものと考えられます。
- ▶ 一方、商業用途であれば「現代和風建築 A2 エリアタイプ」か「伝統和風建築タイプ」です。A3 エリアと同様ですが、A3 エリアとは異なり道路が広いこと、敷地規模も大きくなる可能性があることから、特に駐車場や敷地の緑化によって風景に溶け込ませることが求められます。この場合も、敷地の状況、道路通行者からの見え方を考え、境界部分の植え込みやグランドカバーによる緑化、景観木となる高木の植栽などによる効果的な修景が望まれます。



## (7) Dエリア

- ▶当エリアは、全体が緑に囲まれた高台にあり、建築群は施設ごとに現代和風建築群として丁寧にデザインされています。この景観の維持・活用が求められます。
- ▶新築や増改築が必要となれば、和風建築物群の当初の設計意図や方針を尊重した建築デザインを行うこととします。高さは10m以内となることを基本と考えます。



# 第3章 景観形成基準

## 3-1 対象エリア全域に共通する基準等

### (1) 景観形成目標

五大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく

### (2) 遵守基準

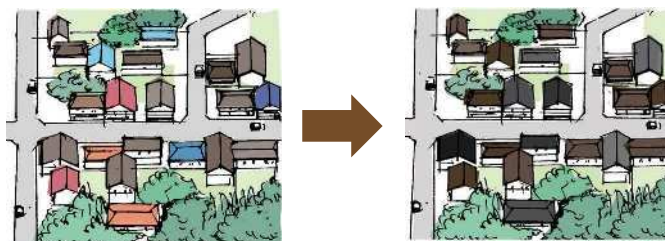
●建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

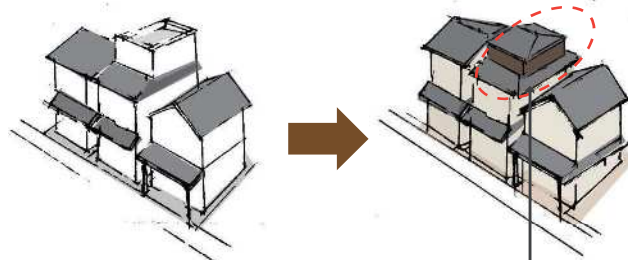


山なみに配慮し、高さや形態・意匠に配慮

■建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。

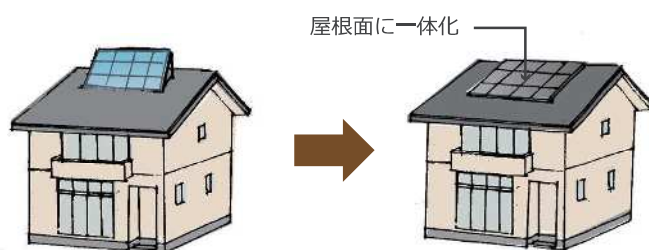


■陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。



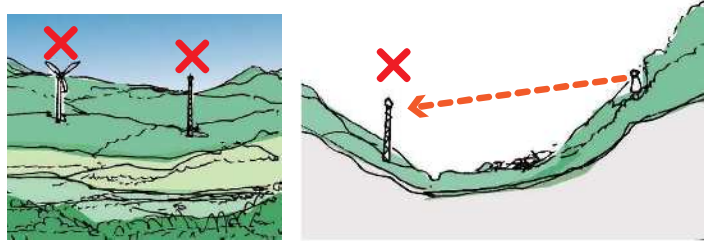
上階の壁や屋上の色彩を抑える、庇の設置

■建築物の屋根に太陽発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。

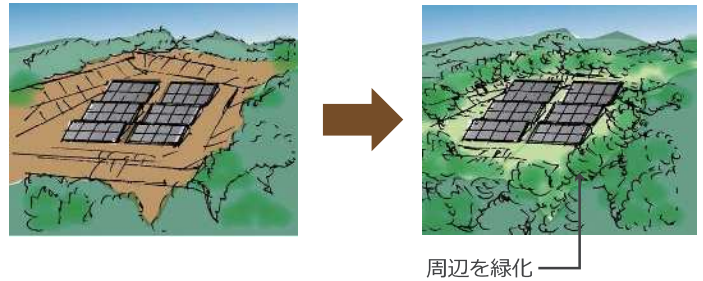


### ● 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

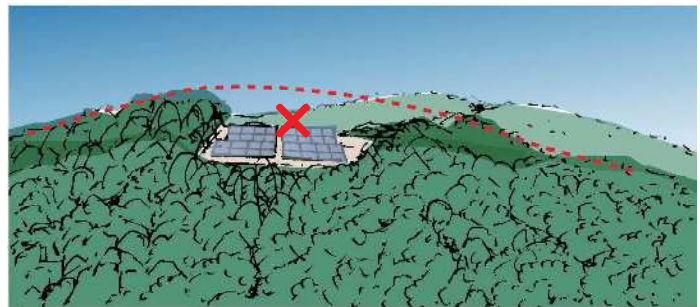
- この眺望景への影響が懸念される大規模な人工物（電波塔、風力発電施設など）の建設や造成工事、樹木の伐採などは行わないこと。
- この眺望景の形成にかかわる工作物の建設は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。



- 独立して太陽光発電設備を設置するときは、太陽光電池モジュールは光沢を抑えた黒色タイプ、その他附帯設備は落ち着いた色調とし、眺望景を損ねないよう一定密度以上の修景植栽を施すこと。

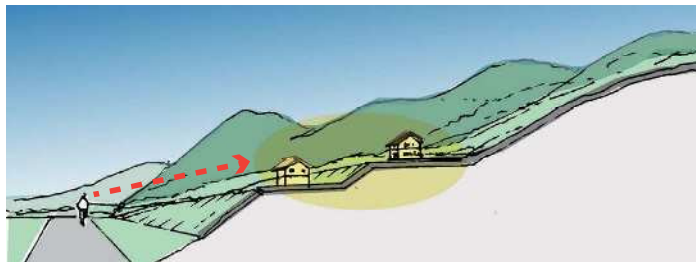


- 地形を改変する造成工事や樹木の伐採などを伴う太陽光発電設備の設置は行わないこと。



### ● 都市計画法に規定する開発行為

- この眺望景への影響が懸念される開発行為は、その景観的価値を損ねないよう、市との協議の下に進めるよう努めること。



## 3-2 標準とするモデルタイプの設定

### (1) 標準とする建築モデルタイプの考え方

- ▶ エリアごとの景観形成基準において、標準とする建築モデルタイプを設定していますが、必ずしもモデルタイプと同様の建築物としなければならないわけではなく、モデルタイプに準じたものまで許容範囲としています。
- ▶ 一帯の沿道景観として考えたときに、その場所の景観向上に適した建築デザインは多々考えられます。モデルタイプの基準の範囲の中で、その場所に適した建築デザインを考えましょう。
- ▶ 隣近所の方々と将来に向けた景観まちづくりを共に考え、連携して良好なまちなみ景観を創出しましょう。

### (2) 標準とする建築モデルタイプ

- ① 現代和風建築／A1 エリアタイプ
- ② 現代和風建築／A2 エリアタイプ
- ③ 伝統和風建築タイプ
- ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）
- ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）



## ① 現代和風建築／ A1エリアタイプ

屋根の形態	・反り・むくりの無い4寸5分勾配の切妻または寄棟 ・軒の出・けらばの出を有する※1
屋根の葺材	・和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照
外壁の形態	・真壁造り※3
外壁の素材	・塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、窯業系サイディング※4のいずれか ・柱・梁及び腰壁等は木材※5
外壁の色彩	・白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照 ・柱・梁及び腰壁等は、黒色または茶褐色※6 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照

- 注 ※1 原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上とする。  
けらばの出は、隣家と連続して景観を形成する場合は緩和することができる。  
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。  
軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。  
化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。
- ※2 マンセル値ではN0～N5。  
※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。  
※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。  
※5 木質感のある木目調アルミ材も可。  
※6 塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。

② 現代和風建築 / A 2 エリアタイプ※1

屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする</li> <li>・ 軒の出・けらばの出を有する※2</li> </ul>
屋根の葺材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※3</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.39を参照</li> </ul>
外壁の素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※4など、周囲の景観と調和するもの</li> </ul>
外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の景観と調和するものとし、彩度の高い色の使用を避ける※5</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.39を参照</li> </ul>

- 注 ※1 現地に見られる近代和風建築タイプを含む。
- ※2 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。  
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。
- ※3 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR(赤)～(Y(黄)・G(緑))～B(青)の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。
- ※5 主要な外壁は次の色彩（表示はマンセル値）の範囲におさめること。  
ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。  
R(赤) および YR(橙) の色相は彩度6以下、Y(黄) の色相は彩度4以下、上記以外  
の色相は彩度2以下とすること。ただし純白は除く。

### ③ 伝統和風建築タイプ

構造	・木造
屋根の形態	・4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ・軒の出・けらばの出を有する※1
屋根の葺材	・和瓦またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 ……-> 色彩基準・範囲はP.40を参照
外壁の形態	・真壁造りまたは押縁（彫子）下見板張り（腰板張り）※3
外壁の素材	・塗り壁（土、漆喰、モルタル等）または板張り※4
外壁の色彩	・白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ……-> 色彩基準・範囲はP.40を参照

注 ※1 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。

化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※2 マンセル値ではN0～N5。

※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※4 木材の塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。塗り壁で純白のものは除く。

#### ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）

屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする</li> <li>・ 軒の出・けらばの出を有する</li> </ul>
屋根の葺材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※1</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.41 参照</li> </ul>
外壁の素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※2</li> <li>など</li> </ul>
外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白（N9以上は除く）またはY（黄）系の色相で彩度3以下※3</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.41 参照</li> </ul>

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。ただし純白は除く。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。

## ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）

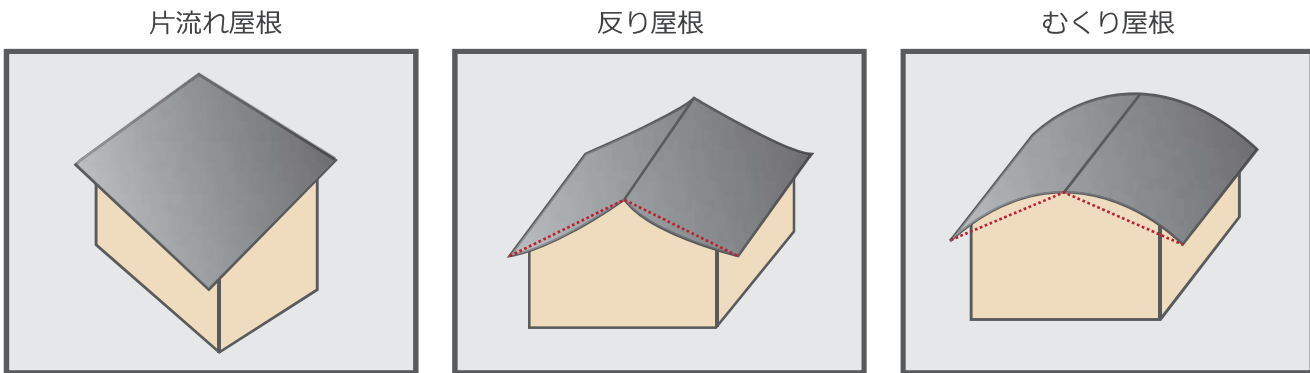
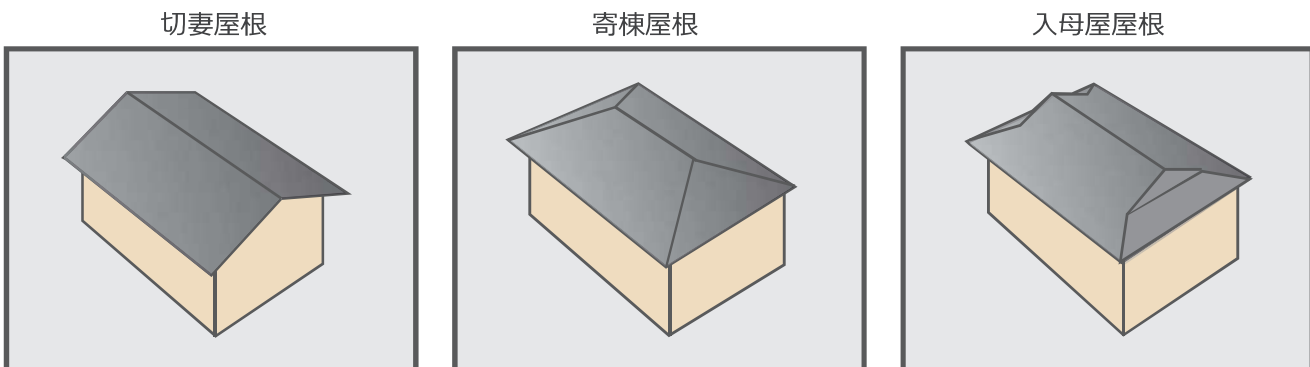
屋根の形態	・ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ・ 軒の出・けらばの出を有する
屋根の葺材	・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※1 ……-> 色彩基準・範囲はP.42参照
外壁の素材	・ 板張り、サイディング・ALCパネル※2など
外壁の色彩	・ 黒色系または褐色系などを基本とする※3 ……-> 色彩基準・範囲はP.42参照

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 黒色系はN3～N7程度、褐色系は5YR3/2程度の濃い茶系とし、その他も彩度3以下、明度4以下とする。

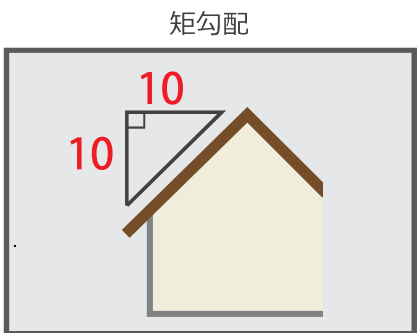
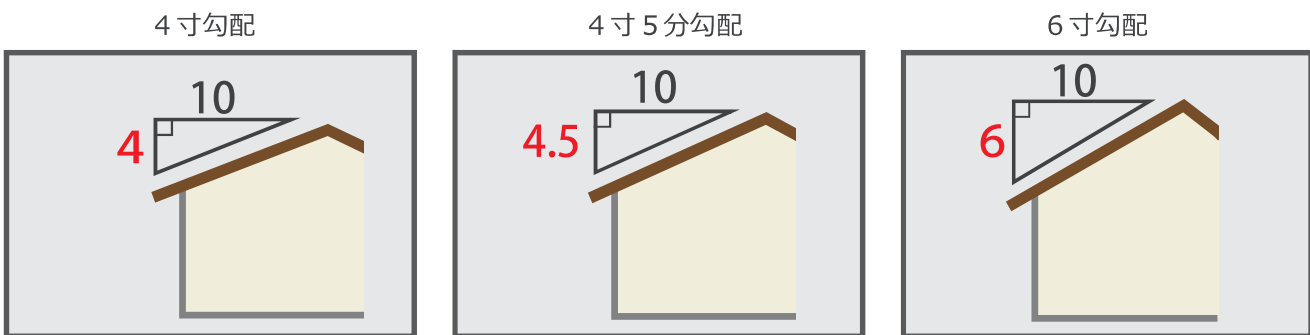
(3) 建築モデルタイプの用語解説

屋根の形態意匠

●外壁の形態

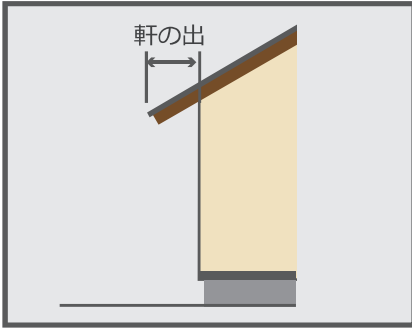


●屋根の勾配

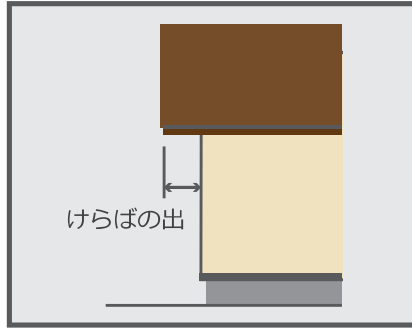


●屋根その他の意匠

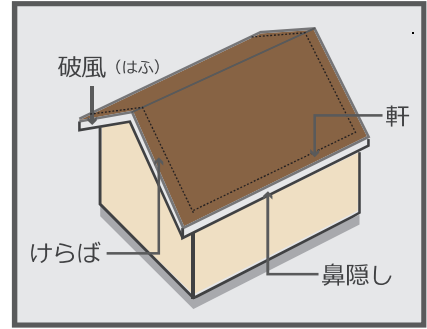
軒の出



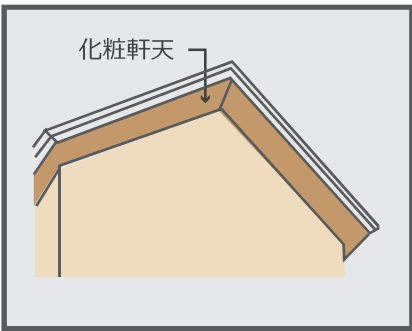
けらばの出



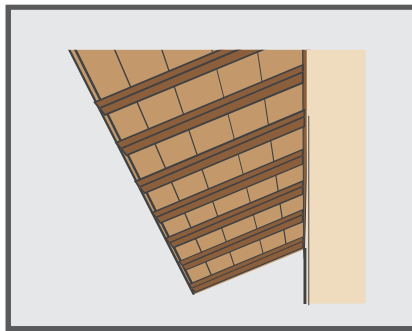
鼻隠し・破風



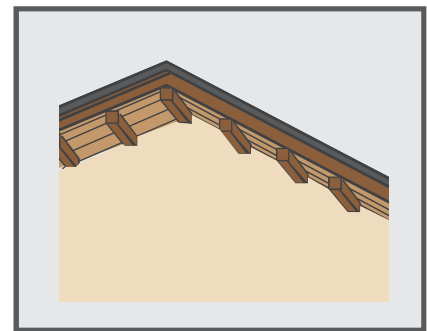
化粧軒天



垂木現し



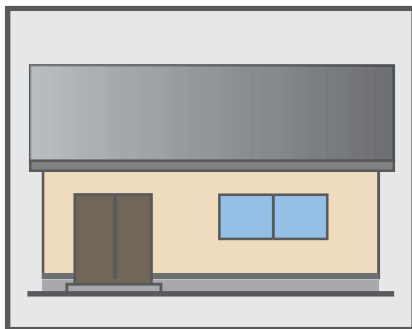
垂木現し（妻手側）



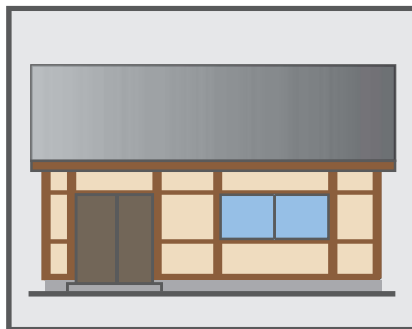
外壁の形態意匠

●外壁の形態

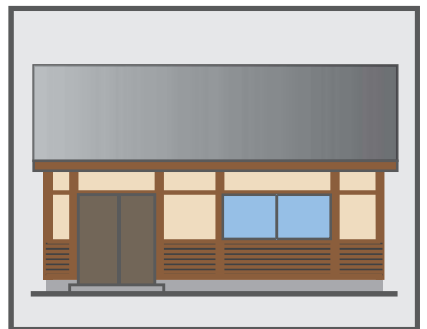
大壁造り



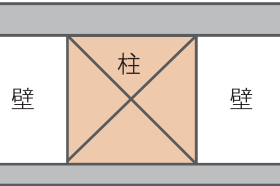
真壁造り



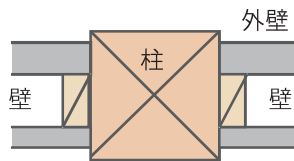
押縁（彫子）下見板張り



外壁



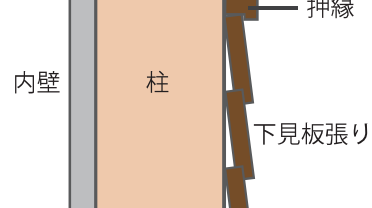
外壁



外壁

押縁

下見板張り



## 屋根・外壁等の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

### はじめに

景観計画等では、色彩を正確にかつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、一つの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差の無い正確な色彩を表現することができます。

### 色相(いろあい)

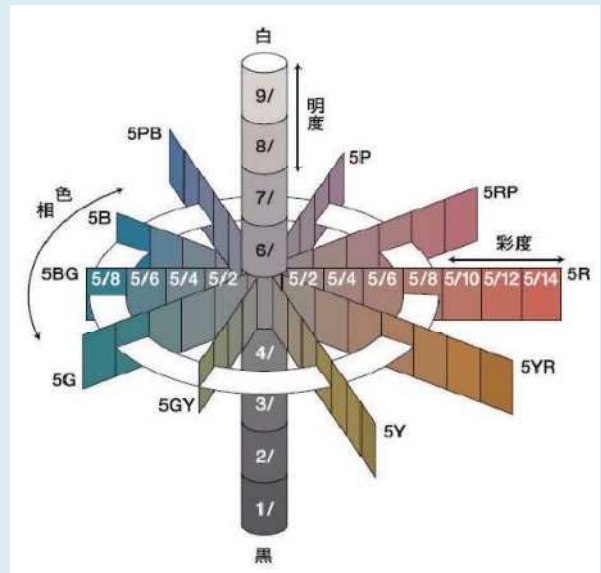
色相はいろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す1~10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

### 明度(あかるさ)

明度は、あかるさの度合いを0~10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

### 彩度(あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを0~16程度までの数値で表します。色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。



### マンセル記号による色彩の表し方



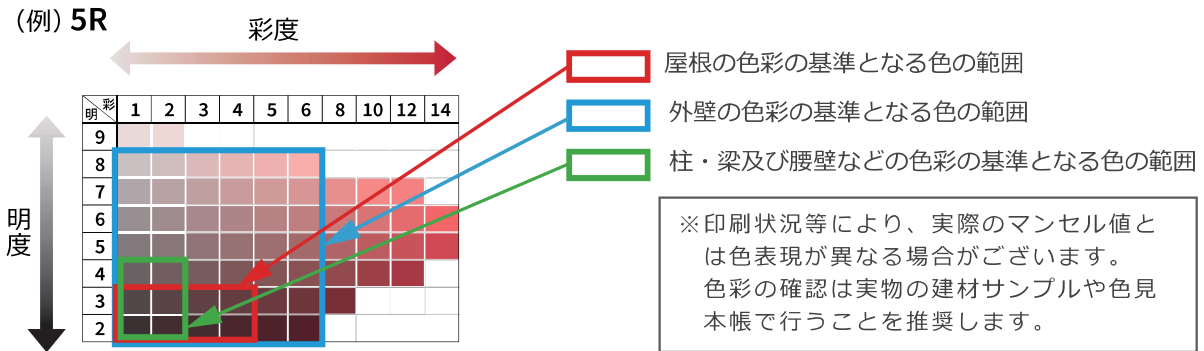
マンセル記号はこれら3つの属性をあわせて一つの色彩を表記する記号です。有色彩は、色相、明度、彩度を組み合わせて表記し、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせます。



## 基準となる色彩の確認の仕方

屋根、外壁、柱・梁及び腰壁と分けて色彩の基準となる色の目安を四角で囲っていますので、対象となるエリアやモデルタイプをご確認のうえ、ご参照ください。

また、このガイドラインでは代表的な例として色相を5で統一し表記しております。



※(参考)N0について

マンセル表色系では最も理想的な黒をN0としていますが、完全に光を吸収してしまう色であり、色表現できないため、表記の上では下限の明度をN1,上限をN9.5としています。

## ① 現代和風建築 / A1 エリアタイプ

対応エリア

A1

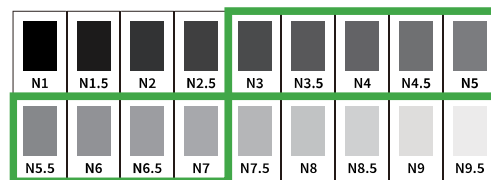
A2

A3

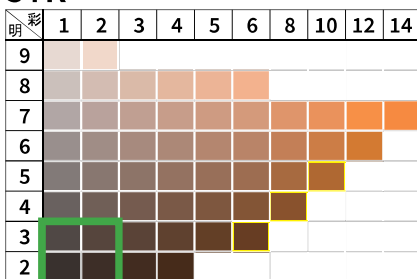
B

C

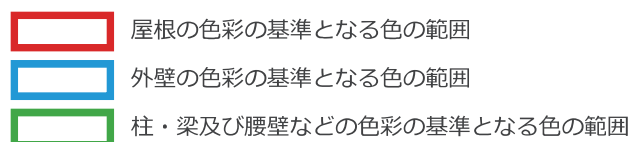
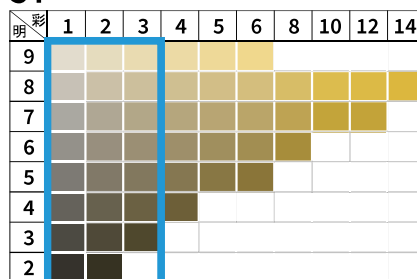
D



5YR



5Y



## ② 現代和風建築 / A2 エリアタイプ

対応エリア

A1

A2

A3

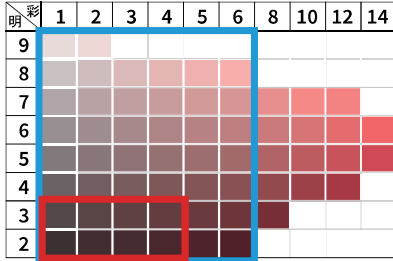
B

C

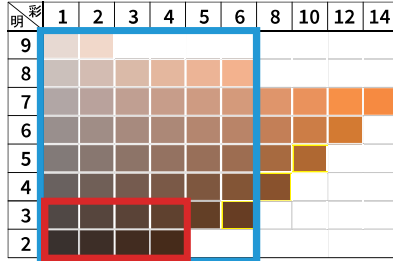
D

N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

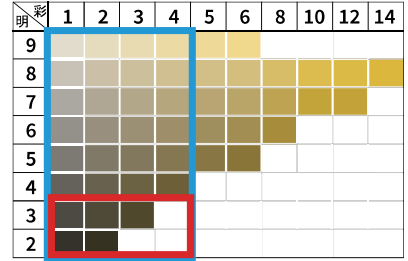
5R



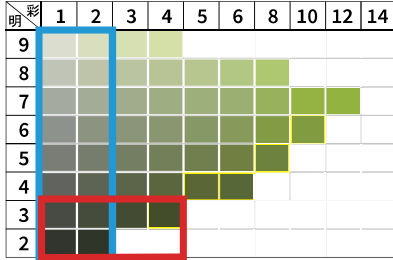
5YR



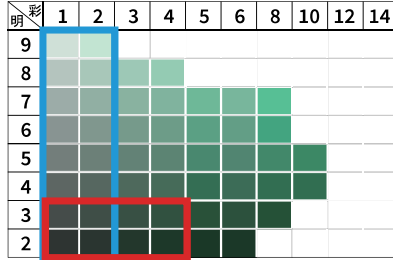
5Y



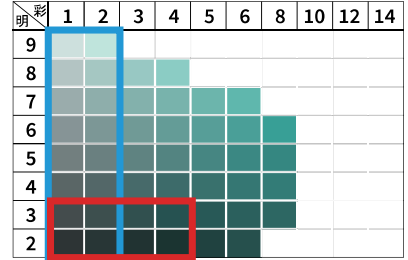
5GY



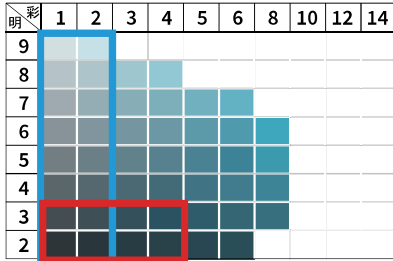
5G



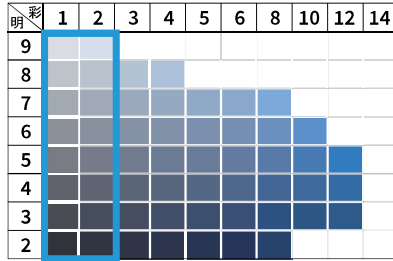
5BG



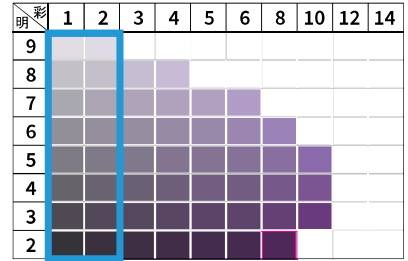
5B



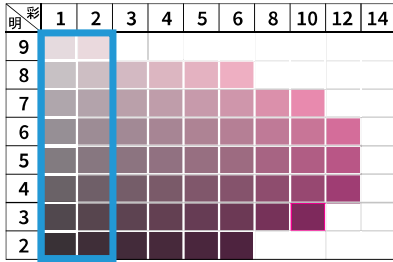
5PB



5P



5RP



屋根の色彩の基準となる色の範囲  
 外壁の色彩の基準となる色の範囲



### ③ 伝統和風建築タイプ



N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

5Y

明彩	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14
9										
8										
7										
6										
5										
4										
3										
2										

-  屋根の色彩の基準となる色の範囲
-  外壁の色彩の基準となる色の範囲

## ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）

対応エリア

A1

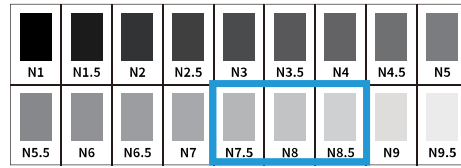
A2

A3

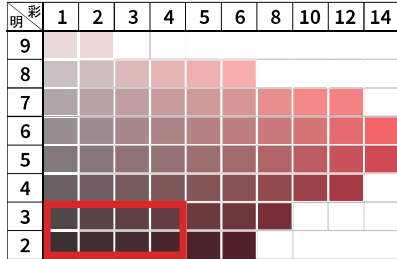
B

C

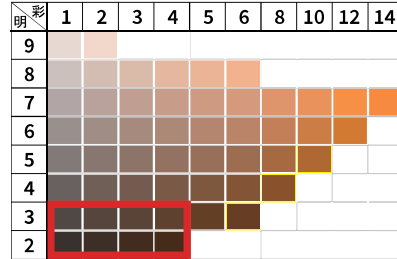
D



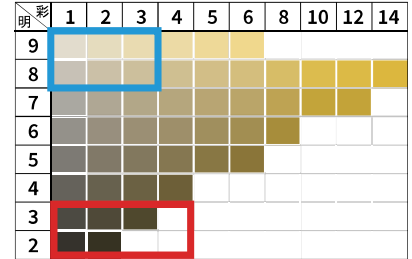
5R



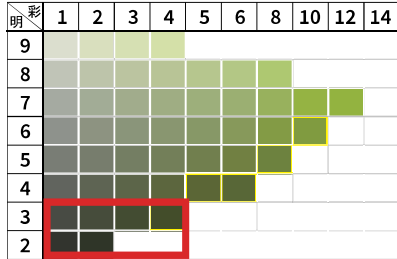
5YR



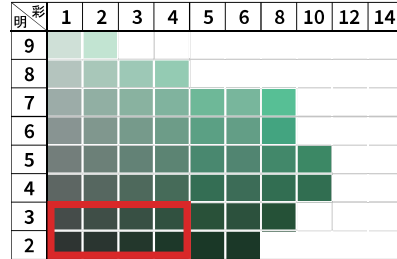
5Y



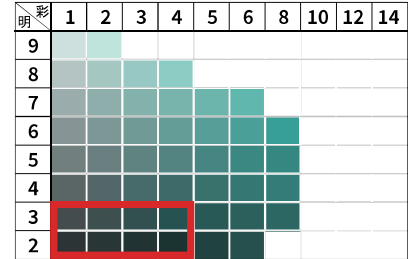
5GY



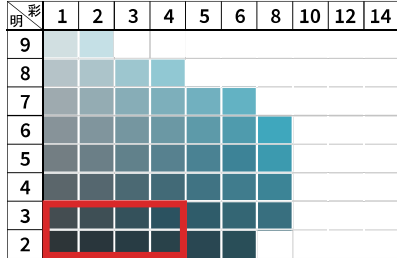
5G



5BG



5B



- 屋根の色彩の基準となる色の範囲
- 外壁の色彩の基準となる色の範囲

## ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）

対応エリア

A1

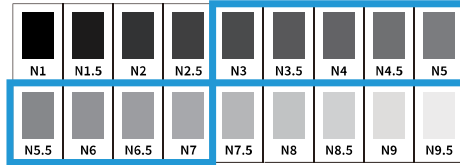
A2

A3

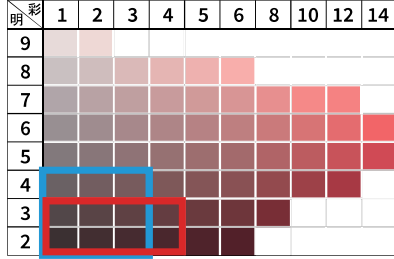
B

C

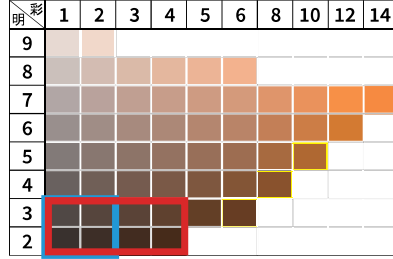
D



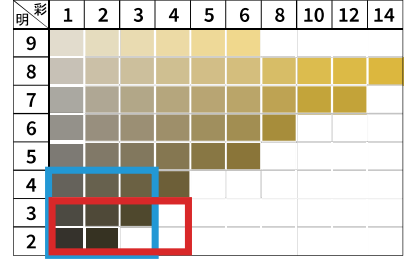
5R



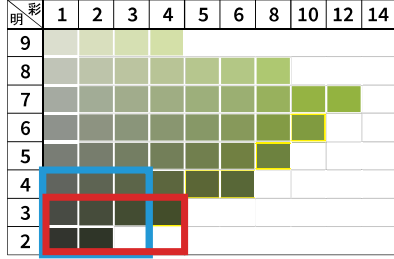
5YR



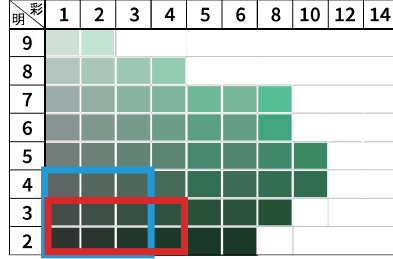
5Y



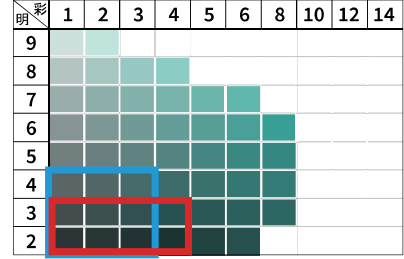
5GY



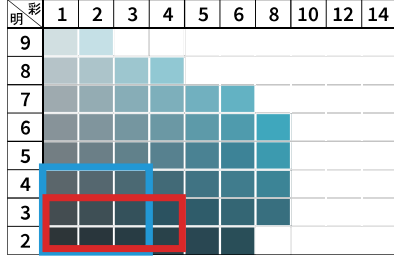
5G



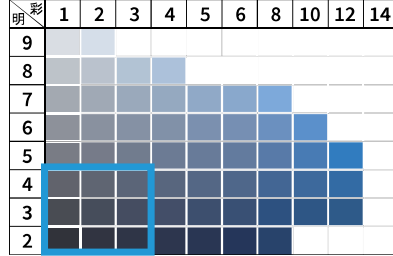
5BG



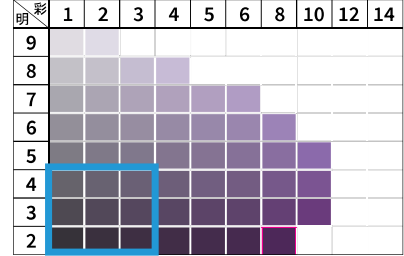
5B



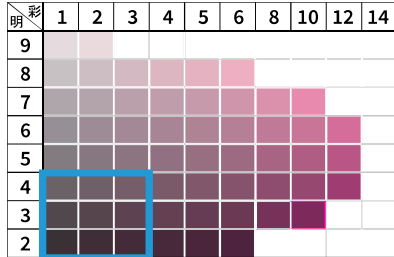
5PB





5P



5RP



 屋根の色彩の基準となる色の範囲  
 外壁の色彩の基準となる色の範囲

### 3-3 エリアごとの景観形成基準等

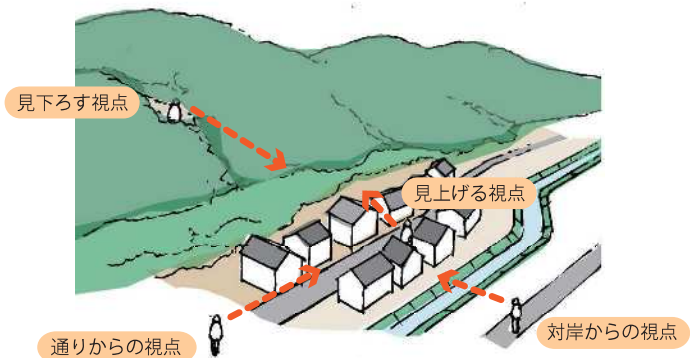
#### (1) A1エリア

##### ① 景観形成目標

- 門前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す
- 特に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋庇等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和感の向上などを図り、景観の向上に努める
- 敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

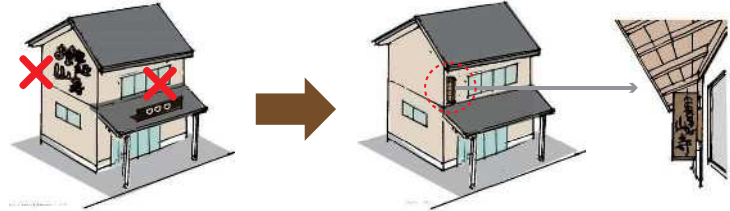
##### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①現代和風建築A1エリアタイプ ……………&gt; P.30 (屋根・庇などは4寸5分勾配)</li> <li>■ ③伝統和風建築タイプ ……………&gt; P.32</li> </ul>
屋根の色彩	■ 黒色～暗灰色 ………> P.38
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。</li> <li>■ その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること。</li> <li>■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。</li> </ul>



修景整備

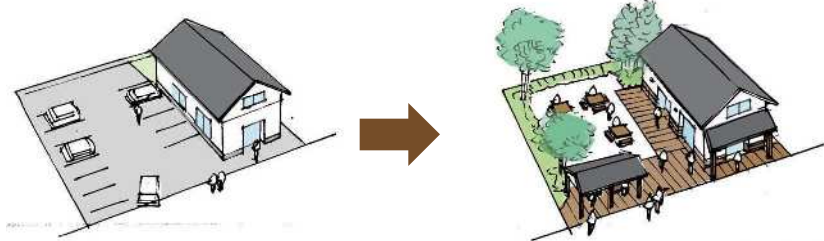
- 建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。
- 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。
- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。



壁面広告等を撤去し、袖看板に変更

駐車場の転用など広場状空間の形成

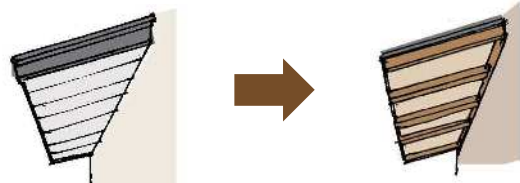
- 覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。
- 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。



駐車場を広場に転用し、賑わいを創出

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。



軒下を木の部材が見えるように修景

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場の転用など広場状空間の整備

推奨基準


- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。

## (2) A2エリア

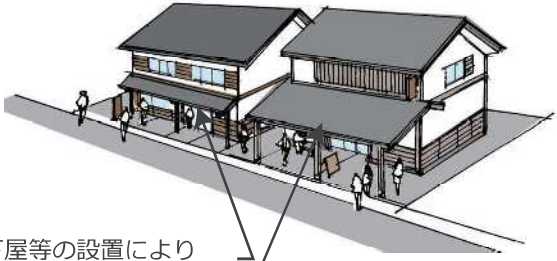
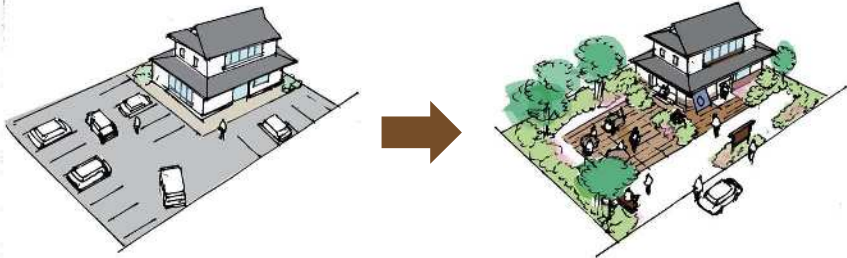
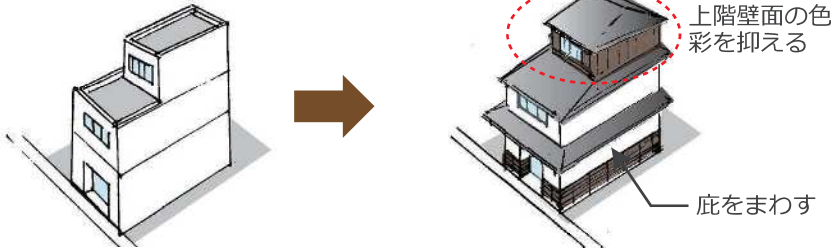
### ① 景観形成目標

- 駅から宝珠橋に至る参詣者の主要動線として、和風の風格を感じさせつつ通りごとに特徴のある景観まちづくりを目指す
- 通りごとにある歴史遺産や先行事例などの良好なストックを考慮し、壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出し、庇の軒線や棟のスカイライン、屋外テラス空間などに、通り景観としての適切なリズムが生まれるように努める
- 敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

### ② 遵守基準

<p>標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ②現代和風建築A2エリアタイプ ……………&gt; P.31</li> <li>■ ③伝統和風建築タイプ ……………&gt; P.32</li> </ul>
<p>屋根の色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----&gt; P.39</li> </ul>
<p>標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存建物との調和を図り、通りごとの特徴ある景観形成に努めること。</li> <li>■ 壁面線や軒の高さを揃え、スカイラインに注意して屋根のリズムをつくるなど連続性・一体感を高めること。</li> <li>■ 街路景観として調和する場合は矩勾配も可とする。</li> </ul> 



<p>修景整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。</li> <li>■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。</li> </ul>  <p>庇・下屋等の設置により 道路側に賑わいを創出</p>
<p>駐車場の転用など広場状空間の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。</li> <li>■ 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。</li> </ul>  <p>駐車場を広場に転用し、賑わいを創出</p>
<p>その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。</li> <li>■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。</li> <li>■ 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。</li> <li>■ 自動販売機の色は焦茶色を基本とすること。</li> <li>■ 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。</li> </ul>  <p>上階壁面の色彩を抑える</p> <p>庇をまわす</p>

③ 推奨基準

<p>推奨整備行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の新築・改築・増築</li> <li>■ 屋根の改修</li> <li>■ 建築物の修景整備</li> <li>■ 駐車場の転用など広場状空間の整備</li> </ul>
<p>推奨基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。</li> </ul>

## (3) A3エリア

### ① 景観形成目標

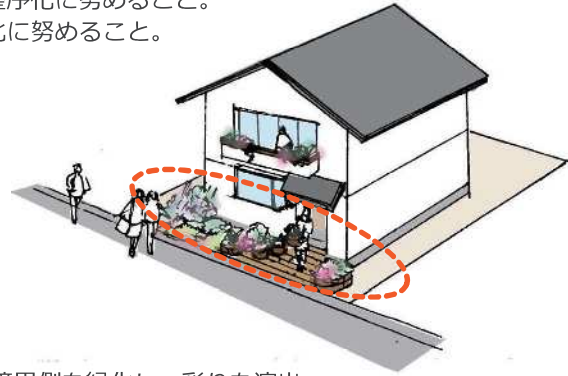
- 共同駐車場から宝珠橋に至る参詣者の主要動線の一つとして、和風を感じさせる落ち着いた住宅地景観の形成を目指す
- 壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出したり、生垣、植え込みなどにより通りの景観にうろおいが生まれるように努める

### ② 遵守基準

<p>標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅用途 ④・⑤ 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） -----&gt; P.33 P.34</li> <li>■ 商業用途 ② 現代和風建築A2エリアタイプ -----&gt; P.31</li> <li>■ 住宅・商業共通 ③ 伝統和風建築タイプ -----&gt; P.32</li> </ul>
<p>屋根の色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅用途 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----&gt; P.41・42</li> <li>■ 商業用途 黒色～暗灰色 -----&gt; P.39</li> </ul>
<p>標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来訪者の視点に立ち、建造物のみならず、敷地境界部分や玄関まわりのデザインにおいても、緑化を施すなど景観形成に配慮すること。</li> <li>■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。</li> </ul>

修景整備

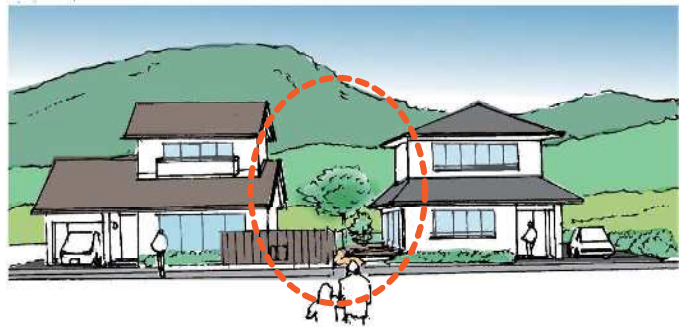
- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。
- 沿道景観のための緑化に努めること。



道路境界側を緑化し、彩りを演出

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。



植栽管理や屋外設備等の目隠しなど、  
背景の自然との調和に配慮

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場・住宅まわりの緑化・修景

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (4) Bエリア

### ① 景観形成目標

- 山居の呈をなす緑豊かな住宅地景観を維持し、周囲の眺望景を阻害しないよう目立たないものとする
- 屋根は黒色（暗灰色）の勾配屋根とするが、壁面の色彩の明度・彩度を落とし、屋根の高さも抑え、背後にある立石寺の眺望を遮らず、また、さらに緑化を加えることによって、当住宅地が遠方からも目立たないものとする
- 地区内においても、石垣や石段などの歴史を経た工作物や、路地、そのまわりの緑などを維持し、また、可能な限り自然素材を活用し、周囲と調和した形態・色彩の建築物・工作物とする

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

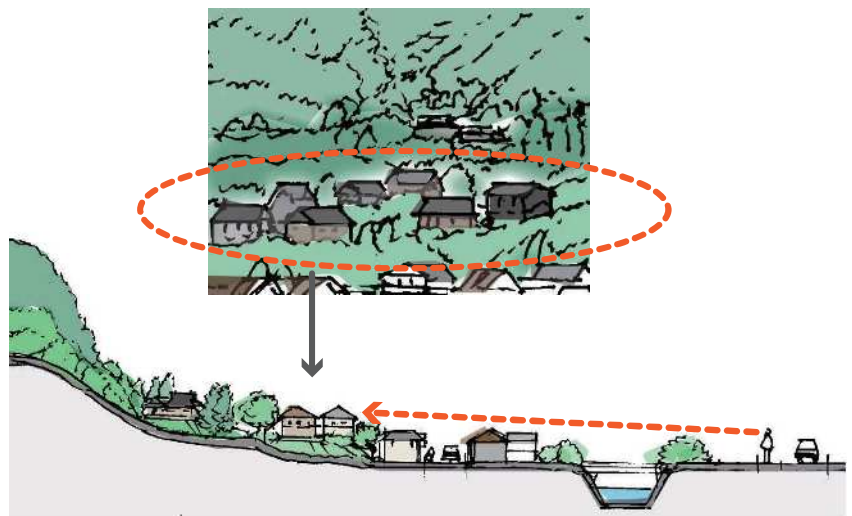
■ ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系） -----> P.34  
 （ただし屋根は高さを配慮したもの）

屋根の色彩

■ 黒色～暗灰色 -----> P.42

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

- 駅方面からの眺望に配慮し目立たない壁面色彩並びに屋根の形態・色彩とし、併せて緑化に努めること。
- エリアの環境維持のためにも緑や歴史的工作物の維持に努めること。



山寺駅方面からの眺望に配慮した形態・意匠、緑化

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 住宅以外の用途の場合も山居の風情を損なわないよう配慮すること。

〈屋外設備の修景例〉



格子で修景



外壁面の色彩に合わせる



外壁面と一体化した意匠



板塀等で修景

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 住宅まわりの緑化

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (5) Cエリア

### ① 景観形成目標

- 幹線道路（県道）沿いでは、地区の自然と歴史に調和した山寺地区固有の落ち着いた住宅地景観の形成を目指す
- 沿道の駐車場も、緑化を施し、看板を基準に沿って抑制し、地区景観を阻害することなく、山寺地区固有の落ち着いた景観の形成に寄与するものとする
- 商業機能が立地する場合には、黒色（暗灰色）の勾配屋根をもった伝統和風建築タイプもしくは現代和風建築 A 2 エリアタイプとし、沿道景観として調和したものとする

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

- 住宅用途 ④・⑤住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） -----> P.33・34
- 商業用途 ②現代和風建築 A 2 エリアタイプ -----> P.31
- ③伝統和風建築タイプ -----> P.32

屋根の色彩

- 黒色～暗灰色～暗褐色等 -----> P.41

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

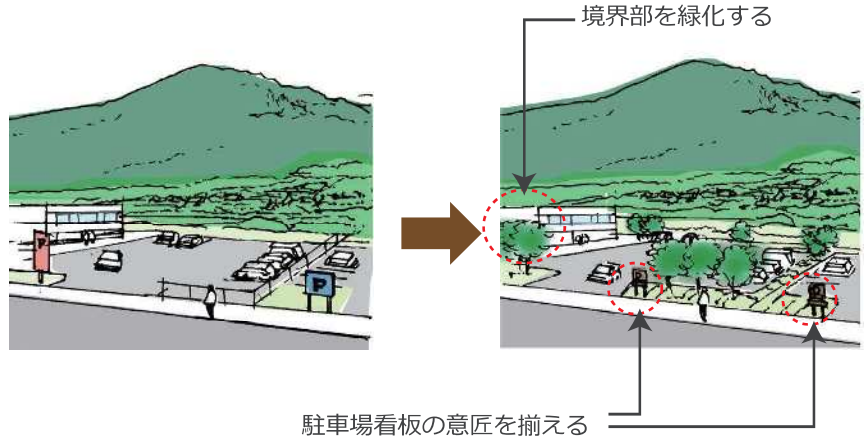
- 幹線道路沿道の景観を整えるため、建物用途に応じて調和に努めるとともに、敷地境界部分を中心に適切な緑化に努めること。



背景の自然に調和した緑化

修景整備

- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。
- 沿道景観のための緑化に努めること。



その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。

焦茶色に修景し、周囲との調和を図った自動販売機



③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 幹線道路沿いの駐車場・住宅まわりの緑化・修景

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (6) Dエリア

### ① 景観形成目標

- 地区全体を囲んでいる緑地を維持し、地区内各施設のデザインコードに則った維持管理を行い、調和した景観の維持を図る

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

- エリア内の既存各施設が有するデザインコード

屋根の色彩

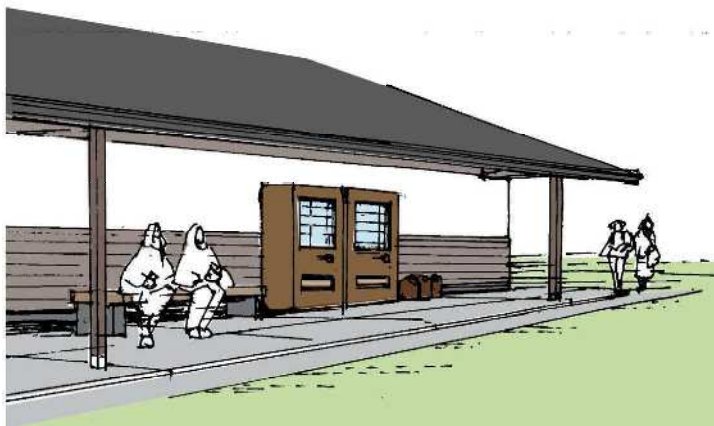
- 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----> P.41

標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準

- 各施設それぞれの当初のデザインコードに則り、それぞれの特性を維持しつつ、景観の継承に努めること。
- 増改築に際しては高さ 10m以下を基準とすること。

その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。

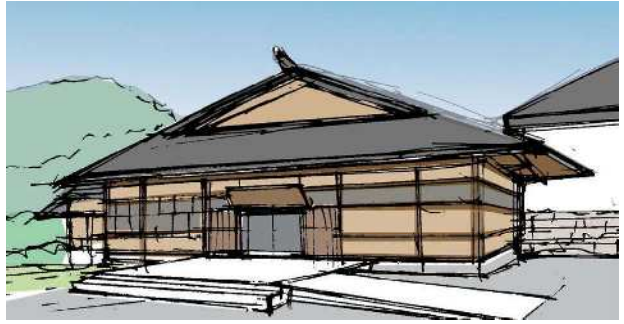


焦茶色に修景し、周囲との調和を図った自動販売機





後藤美術館



芭蕉記念館



風雅の国

### ③ 推奨基準

#### 推奨整備行為

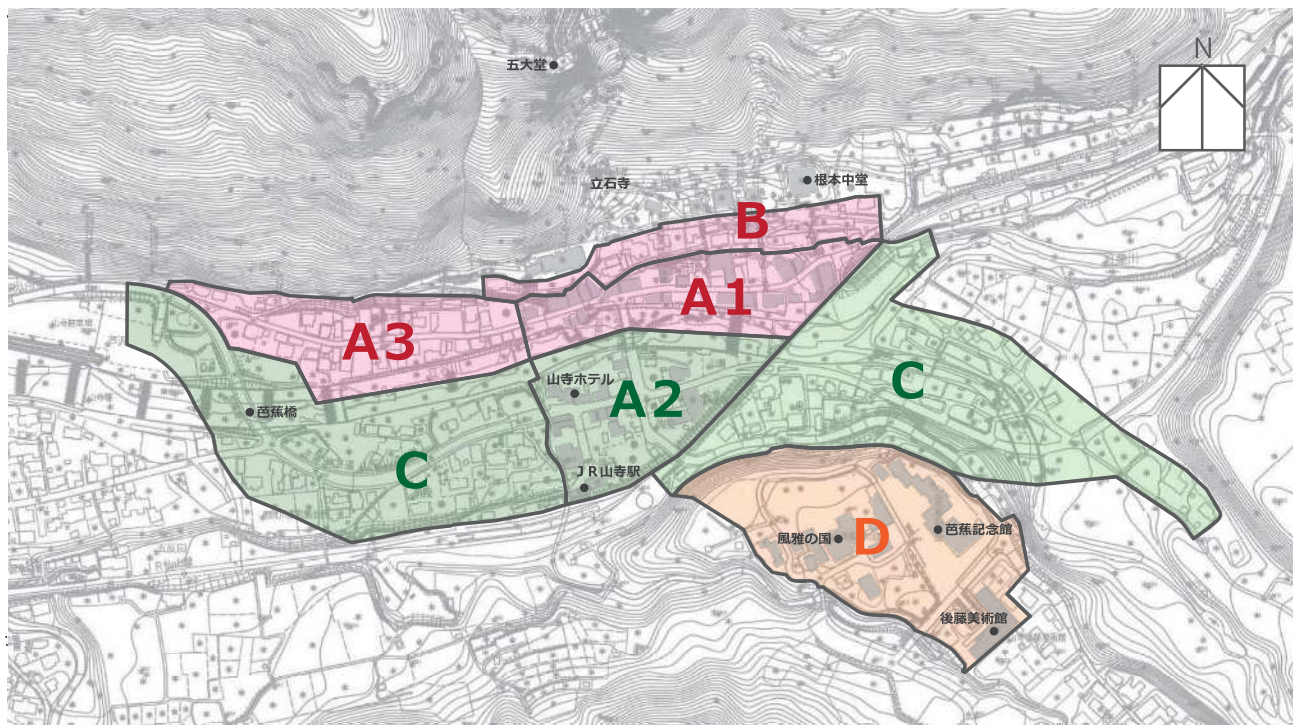
- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備

#### 推奨基準

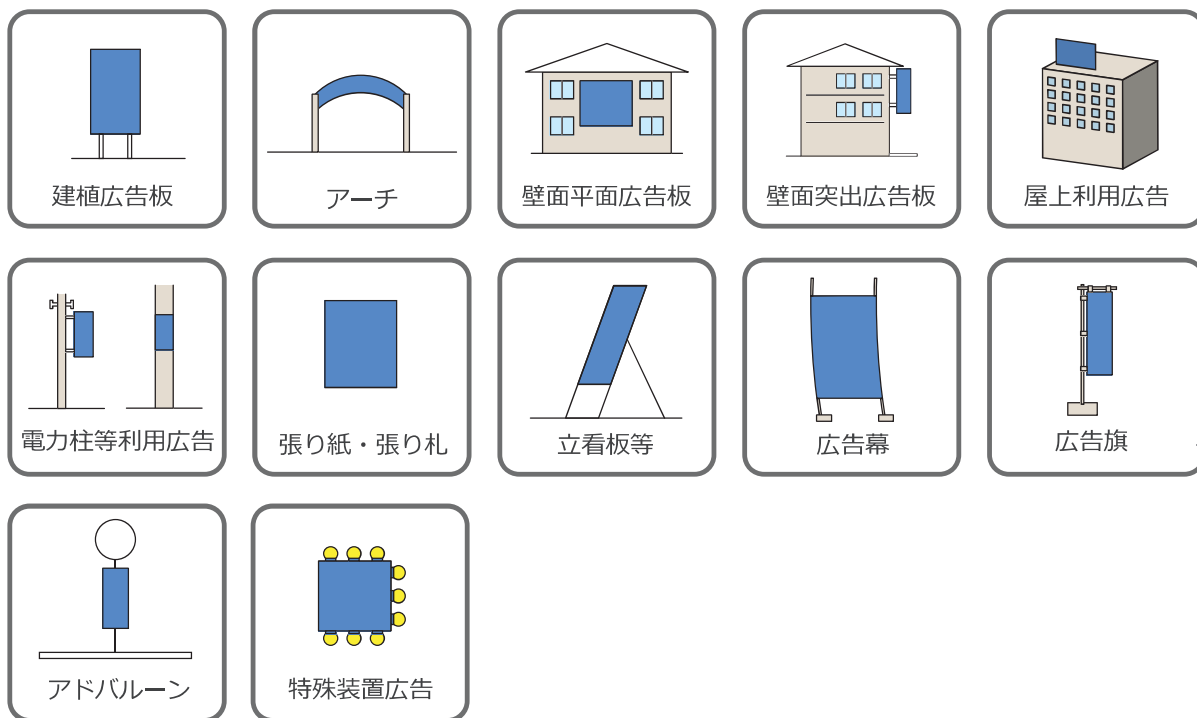
- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

# 第4章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

## 4-1 屋外広告物の規制エリア



## 4-2 屋外広告物の種類

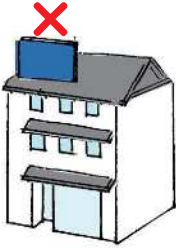


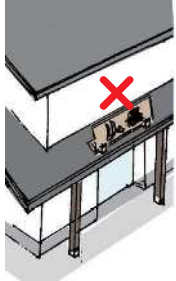
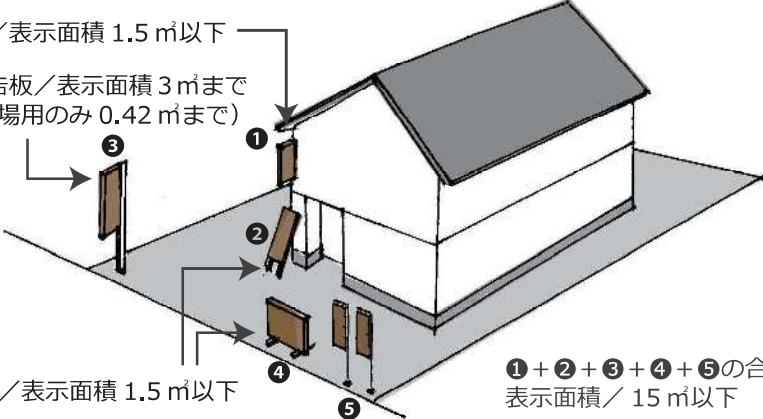


### 4-3 屋外広告物設置基準の一覧

	A1エリア	A3エリア	Bエリア	A2エリア	Cエリア	Dエリア										
<b>全般</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。</li> <li>■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。</li> </ul>															
<b>設置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。</li> <li>■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。</li> <li>■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。</li> <li>■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。</li> <li>■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。</li> </ul>												
<b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。</li> <li>■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。</li> <li>■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。</li> <li>■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。</li> </ul> <p><b>(A1エリアのみ)</b></p>															
<b>形態意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。</li> <li>■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。</li> </ul>												
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。</li> <li>■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)</th> <th>YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。</li> </ul>			色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	6以下	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul>		
色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他												
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下												
<b>素材</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。</li> <li>■反射率の高い素材は使用しないこと。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。</li> </ul>												
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽化した看板は撤去すること。</li> <li>■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。</li> </ul>															

4-4 エリアごとの屋外広告物設置基準

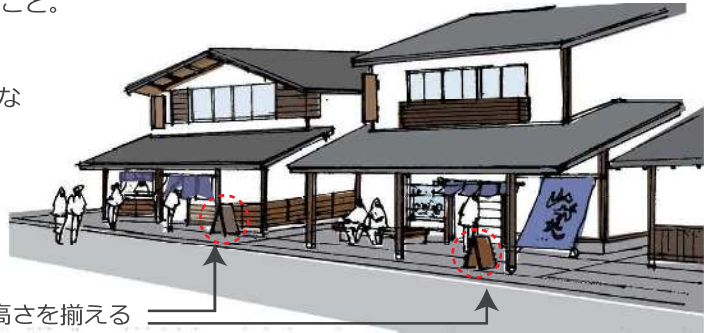
(1) A1エリア A3エリア Bエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。</li> <li>■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。</li> </ul>
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。</li> <li>■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。</li> <li>■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。</li> <li>■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。</li> <li>■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。</li> <li>■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。</li> <li>■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。</li> <li>■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。（A1エリアのみ）</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>屋上利用広告</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>屋上利用広告</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吊下げ看板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>軒上看板</p> </div> </div>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>袖看板／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>建植広告板／表示面積 3㎡まで (駐車場用のみ 0.42㎡まで)</p> <p>立看板等／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>①+②+③+④+⑤の合計表示面積／15㎡以下</p> </div>

形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
- 地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。

建築物と一体的な  
形態意匠



大きさ・高さを揃える

色彩

- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
- 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R (赤)	Y R (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	6 以下	6 以下	6 以下	4 以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
- 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。

-----> P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

素材

- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。

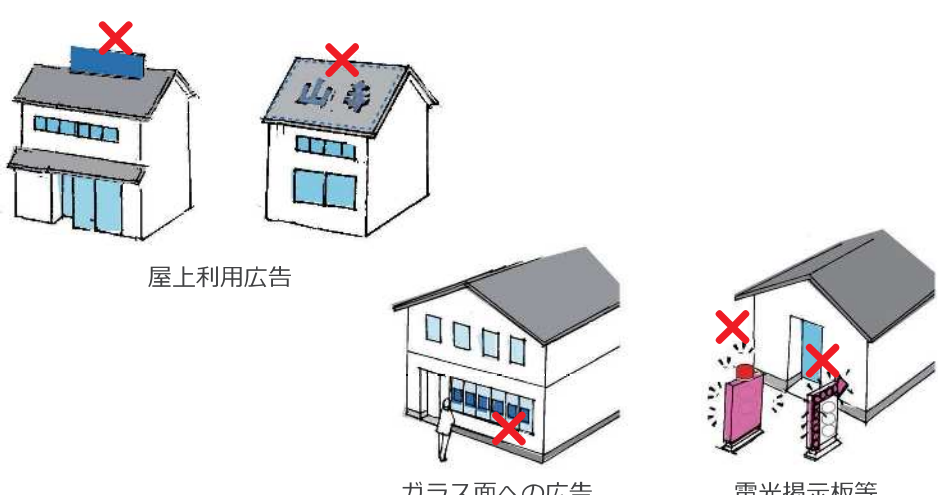
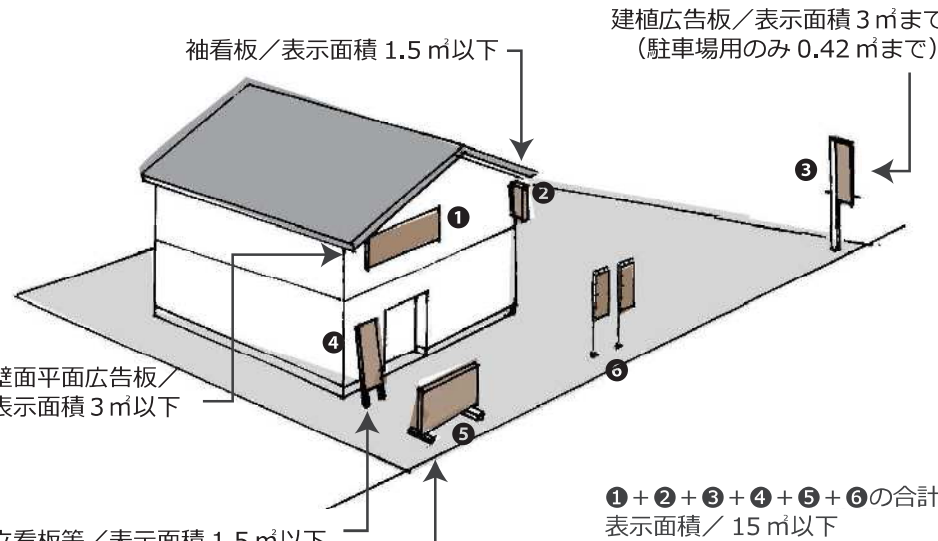


自然素材（木材）を活用した看板

その他

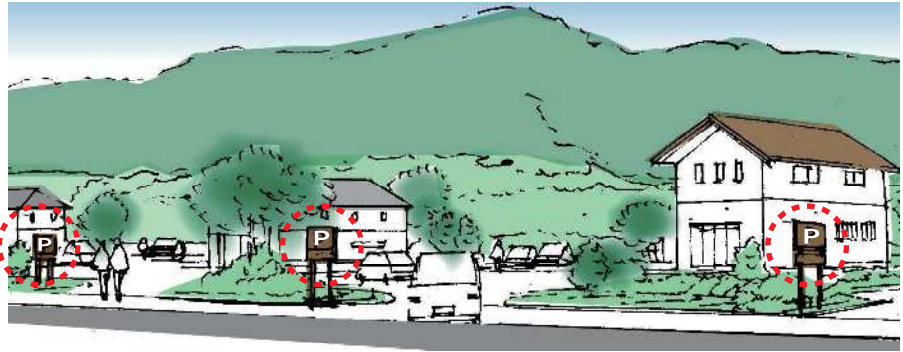
- 老朽化した看板は撤去すること。
- 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(2) A2エリア Cエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。</li> <li>■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。</li> </ul>
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。</li> <li>■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。</li> <li>■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。</li> <li>■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>屋上利用広告</p> <p>ガラス面への広告</p> <p>電光掲示板等</p> </div>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15㎡以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>袖看板／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>建植広告板／表示面積 3㎡まで (駐車場用のみ 0.42㎡まで)</p> <p>壁面平面広告板／表示面積 3㎡以下</p> <p>立看板等／表示面積 1.5㎡以下</p> <p>①+②+③+④+⑤+⑥の合計表示面積／15㎡以下</p> </div>

形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
- 自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。



駐車場看板の意匠・色彩を揃える

色彩

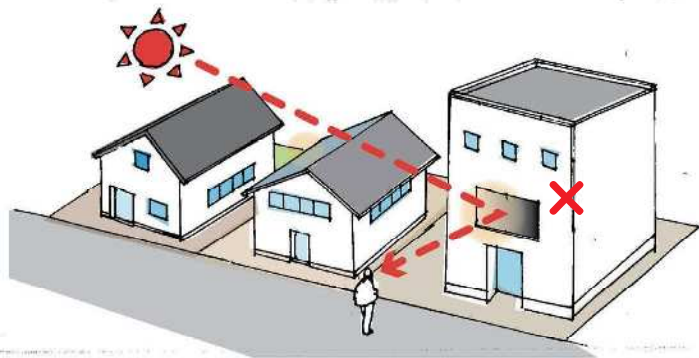
- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
- 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R (赤)	Y R (黄赤)	Y (黄)	その他
彩度	6 以下	6 以下	6 以下	4 以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
- 周辺の自然景観から突出した色の使用を避け、落ち着いた色調とすること。  
-----> P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による基準）

素材

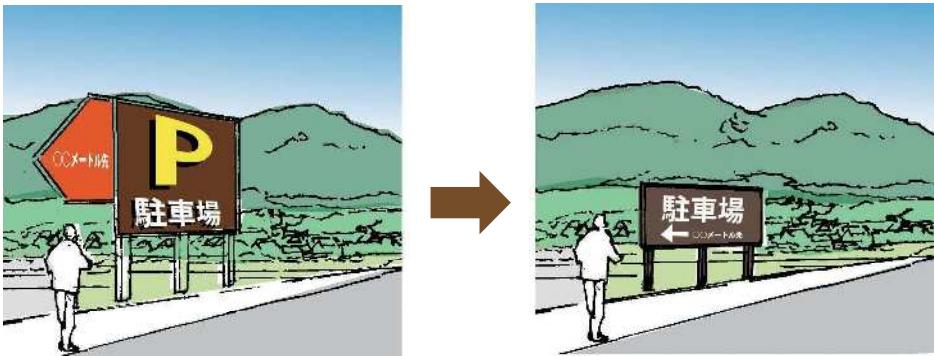
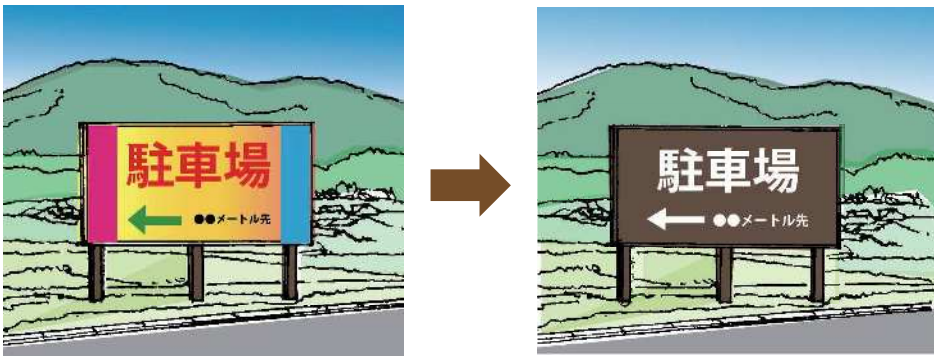
- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。



その他

- 老朽化した看板は撤去すること。
- 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(3) Dエリア

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。</li> <li>■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。</li> </ul>
<p>設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。</li> <li>■屋上利用広告を設置せず、屋根に文字などを書かないこと。</li> </ul>
<p>規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■看板の種類ごとの基準（別表2のとおり）を満たすようにすること。</li> </ul>
<p>形態・意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。</li> </ul> 
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。</li> <li>■使用する色数を少なくするよう努めること。</li> </ul> 
<p>素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。</li> </ul>



屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

対応エリア

A1

A2

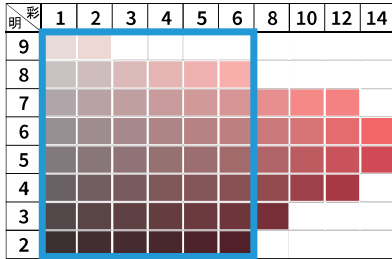
A3

B

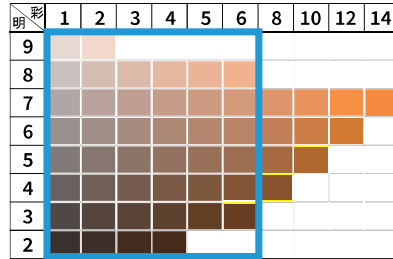
C

D

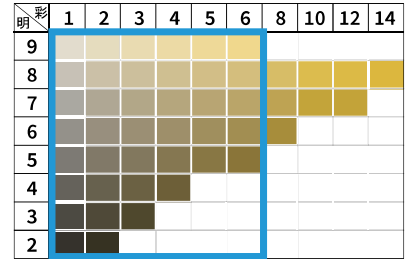
5R



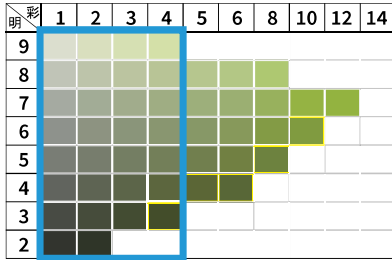
5YR



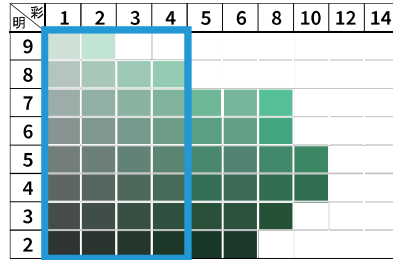
5Y



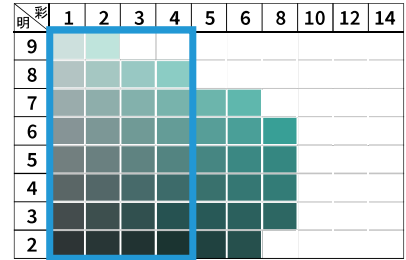
5GY



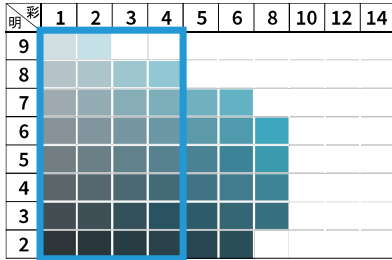
5G



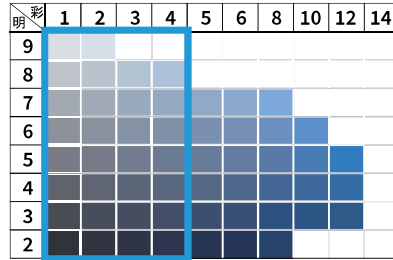
5BG



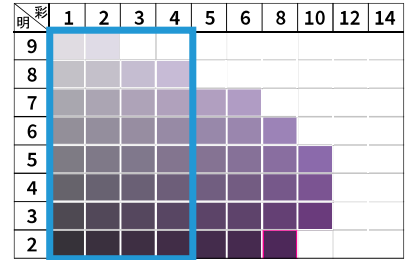
5B



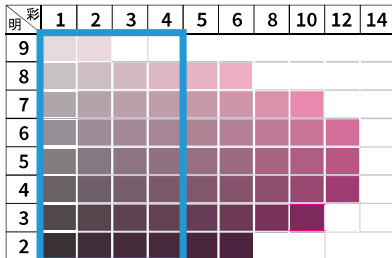
5PB



5P



5RP



 屋外広告物の色彩の基準となる色の範囲

4-5. 看板の種類ごとの基準一覧表

(別表1) 看板の種類ごとの基準一覧 **【A1】** **【A2】** **【A3】** **【B】** **【C】** エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ/長さ	幅/壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	3㎡以下	高さ3m以下		・野立て看板は設置しないこと。
建植広告板 (駐車場サイン)	○	0.42㎡	上端高さ2m 板面自体の高さ0.7m	幅0.6m	・色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とすること。 ・文字：「P」で表示すること。 ・書体：正楷書体とすること。 ・看板の柱は1本または2本とすること。 ・下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とすること。
アーチ	×				
壁面平面広告板	(原則) ×				【A1】【A3】【B】エリア ・景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。
	○	3㎡以下			【A2】【C】エリア ・1壁面の合計表示面積は3㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	1.5㎡以下	上端高さは2階軒下まで	壁面からの出幅1m以下	・周囲の看板とできるだけ高さを揃えること。 ・店舗などの看板は袖看板を基本とすること。
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	×				
立看板	○	1.5㎡以下	高さ1.5m以下		・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。 ・野立て看板は設置しないこと。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。
アドバルーン	×				
特殊装置広告 (電光掲示板等)	×				

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

（別表2）看板の種類ごとの基準一覧】【D】エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ/長さ	幅/壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	5㎡以下	高さ5m以下		
建植広告板 (駐車場サイン)	○	5㎡以下	高さ5m以下		
アーチ	○	20㎡以下	上端高さ 10m以下		・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さは5m以上とすること。
壁面平面広告板	○	5㎡以下			・1壁面の合計表示面積は5㎡以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	5㎡以下	高さは壁面上端 を超えないこと	壁面からの 出幅 2m以下	
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	○	1㎡以下			・同じ場所に同じ内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙は全面のりづけしないこと。
立看板	○	4㎡以下	高さ 3.6m以下		・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○			短辺の幅 1.5m以下	(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。
アドバルーン	○		長さ 15m以下	幅 1.5m 以下	・気球の直径は 3m以下とすること。 ・係留場所から気球先端までの垂直距離は 50m以下とすること。
特殊装置広告 (電光掲示板等)	○				・看板の種類ごとの基準に合わせること。

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積



●お問い合わせ先

山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

TEL: 023-641-1212 (内線 512) FAX: 023-624-8903

令和3年4月作成・発行